

第144回 埋蔵文化財セミナー

中世の 騷乱と 武士の



令和2年9月26日 土

■時間：10：00～12：30（開場9：30～）

■場所：ガレリアかめおか <コンベンションホール>

報告1 堀の内には誰が住んだのか？

京都府埋蔵文化財調査研究センター 桐井 理揮 調査員

報告2 文献史料にみる丹波の中世城館と領主

亀岡市文化資料館 飛鳥井 拓 学芸員

報告3 中世・丹波地域の城館の様相

京都府教育委員会 中居 和志 副主査

主催：京都府教育委員会・公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター

後援：亀岡市教育委員会

堀の内には誰が住んだのか？

公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター

桐井 理揮

1. はじめに

「中世」と聞くと、どのようなイメージを持ちますか？

南北朝の争乱や観応の擾乱などに代表される混沌とした時代でしょうか。あるいは、戦国時代以外は大河ドラマなどで取り上げられることも少ないため、ほとんど印象にないという方もいらっしゃるでしょうか。

今回取り上げるのは中世のなかでも、13世紀後半から14世紀前半、鎌倉時代後半から室町時代の初めくらいの時期にあたります。この時期には、現在の農村の基礎ともいえる景観が日本各地で成立します。さらに、能や狂言、和風の住宅建築など、日本の伝統文化が生み出された時期でもあるのです。

ここで報告する犬飼遺跡の発掘調査では、中世の方形居館跡が見つかり、様々な発見がありました。今回は、犬飼遺跡の発掘調査成果を紹介し、その成果を基に、今につながる中世の亀岡の様子を紹介したいと思います。

2. 犬飼遺跡の発掘調査（図1・2）

犬飼遺跡は、亀岡市曾我部町にある遺跡です。平成30年度から2か年にわたり当調査研究センターが調査を行った結果、巨大な堀に囲まれた屋敷が見つかりました。なお、ここでは建物とその敷地のことを「屋敷」、堀を含めた全体のことを「居館」と呼ぶこととします。

①方形居館とは？ 屋敷は、3本の堀によって東・西・南を囲まれており、北側は自然の崖を利用して区画しています。このように、四角形に土地が区画され、堀で囲まれた屋敷のことを「方形居館」と呼んでいます。方形居館は、これまでの研究で、武士の居館であった可能性が高いと考えられています。また、方形居館は大きさによってランク付けされており、国司クラスのものとなる1町（約109m）四方の居館のほか、半町四方、4分の1町四方、というように大小さまざまな大きさの居館が見つかっています（橘田2011）。

今回見つかった方形居館は東西半町、南北4分の1町の規模で、方形居館としては中程度の大きさですが、方形居館の全体がこれほど良い状態で見つかることは少なく、極めて

貴重な成果であるといえるでしょう。

②巨大な堀と土橋 堀は、L字状に2方向を区画する堀1・3と、南北に直線的な堀2があります。最も大きな堀1は、最大幅約8m、深さ約2mの大きさと、断面の形がV字状をしています。

堀の底からは13世紀後半の土器が見つかるため、最初に堀が作られたのは鎌倉時代後期であることがわかりました。また、堀が機能を停止した層位からは14世紀前半の土器が見つかるため、居館自体は13世紀後半～14世紀前半にかけて使われていたと考えられます。犬飼遺跡の堀は、この時期の近畿地方では最大級です。堀には外部から水を引き入れるための溝(導水溝SD429)が付いており、本来は水堀であったと考えられます。また、出口付近には余分な水を排水する溝(排水溝SD351)があり、水位が常に保たれるようになっています。

堀1・2の南西端は堀が続いておらず、土橋として掘り残されていました。この土橋が屋敷の出入り口に当たります。

③居館を取り囲むのは？ 多くの場合、方形居館には柵や塀、土塁を廻らせ、外からの敵の侵入に備えています。しかし、犬飼遺跡では柵や土塁の痕跡は見つかりませんでした。

しかし、無防備な状態だったわけではありません。堀の底にたまった泥を詳しく調べた結果、茎に棘のあるジャケツイバラ属の花粉が検出されました。同じマメ科植物で棘をもつサイカチは、戦国時代の屋敷で垣として利用されていたことが知られています。犬飼遺跡の堀の内側には生垣があり、イバラが植栽されていたのでしょうか。また、堀2からはタケ亜科の地下茎が見つかり、居館の西側にはタケが植栽されていたと考えられます。

『一遍上人絵伝』には、一遍上人が筑前国(現在の福岡県)の武士の屋敷を訪れた時の様子が描かれています(図4①)。一遍上人が訪れた屋敷は、正面は塀が巡っていますが、側面にはタケが植栽されている様子が見えます。また、『法然上人絵伝』には美作国(現在の岡山県)の漆間時国という武士の屋敷に生垣が描かれています(図4②)。このような植物の痕跡が遺跡の発掘調査で見つかることはほとんどありませんが、犬飼遺跡の調査によって、その一端が明らかとなってきました。犬飼遺跡の居館の住人も、絵巻に描かれているように、自然地形と植物を防御に巧みに利用していたのでしょうか。

④2棟の建物の構造と用途 居館は、堀によって東西2区画に分けられており、西側を区画1、東側を区画2と呼んでいます。発掘調査では建物そのものが見つかることはなく、残された柱跡から元の建物の構造を推測し、復元する必要があります。犬飼遺跡では、それぞれの区画で、大小の建物が1棟ずつ建っていたと考えられます。どのような建物が建っていたのか、それぞれの構造を検討していくことにしましょう。

区画1 区画1では、大型の建物(建物1)が1棟と、付随する小型の建物が1棟(建物2)あります。建物1は、総柱型掘立柱建物そうばしらがつたぼったてばしらたてものと呼ばれる、屋内柱をもつ建物です。南側と東側に庇あるいは縁が付きます。建物の南側につく張り出し部が正面に当たると考えられ、入口があったと考えられます。中世の住居の構造を知る手掛かりは多くありませんが、絵巻や指図等に残されている場合もあります。例えば、先ほど示した漆間時国の館では、中心建物は板張り床で、建物の2方向に縁側が描かれています。また、手前には張り出し部ちゅうもんろう(中門廊)が付くなど、犬飼遺跡の建物1との共通点を見出すことができます。中門廊を持つ建物は、京都の室町幕府管領・細川家の屋敷をはじめ、武士の屋敷には多く見られます。以上のような点から、建物1は、絵巻に描かれたような板張り床で張り出し部(中門廊)が付く構造の建物に復元することができます。

区画2 次に、区画2で見つかった建物を見ていきましょう。

区画2には、大型の建物3と付随する小型の建物4があります。また、建物3の西側には柵の痕跡が見つかりました。

建物3は、区画1で見つかった建物1と比べて、一つ一つの柱が太く、よりしっかりとした建物に復元できます(図3①)。また、建物3の東半分は屋内柱が見つからなかったため、柱のない土間のような空間であったと考えられます(SX303・304)。したがって、平面的にみると、建物3は東側に土間がある建物ということになります。土間がある建物は発掘調査で見つかる中世の遺構としては一般的ではありませんが、現在に残る民家建築に類例を求めることができます。現存最古の民家として知られている箱木家住宅はこぎけ(神戸市)のおもや(14世紀か・図3②)は片土間構造で、犬飼遺跡の建物3とよく似ていることがわかります。また、北摂から丹波南部では「撰丹型民家」と呼ばれる、切妻屋根きりづまで片側に土間を持つ特徴的な民家(図3③)が中世後半に成立(永井1977)しており、これらの建物との関係も注目されます。建物3は有力な農家等でみられる民家の構造が復元の参考になりそうです。

このように、2つの区画には、全く異なった個性をもつ建物が建っていたことがわかりました。それぞれの建物は使用目的が異なっていたと考えられます。

『一遍上人絵伝』に描かれた信濃国しなの(現在の長野県)の武士・大井太郎おおいたろうの屋敷でも、板葺の建物と茅葺の建物が並んで描かれており(図4③)、当時の地方武士の屋敷の様子を伝えてくれています。15世紀の資料ですが、『東寺百合文書』には備中国びつちゅう(現在の岡山県)新見荘にいみの政所指図まんどころさしずとして、堀で囲まれた空間に客殿と主殿が並んで描かれています(図5)。

想像力をたくましくするならば、犬飼遺跡の板張り床の建物1は客殿、民家と共通点の多い建物3は普段使いの主殿であったのかもしれない。

3. 犬飼遺跡と中世の曾我部町

では、犬飼遺跡の居館にはどのような人たちが住んでいたのでしょうか。このような立派な堀をもつ居館を営むことができたのはどのような人物だったのでしょうか。残念ながら、この時期の曾我部町に関する文献資料はほとんど残されていません。ここでは、発掘調査成果に加え、周囲の地形と環境から犬飼遺跡の屋敷に住んだ人物像に迫ってみたいと思います。

①立地と周辺の環境 犬飼遺跡は法貴谷川^{ほうきだに}が形成した扇状地^{せんじょうち}の北端に位置しています(図6)。すぐ北側は段丘崖^{だんきゅうがい}で、犬飼川の氾濫原となっています。また、段丘崖の南側は扇状地が形成した緩傾斜地で、ほ場整備が始まる以前は緩斜面に棚田が広がっていました。

②条里地割と犬飼遺跡 この周辺の土地区画の特徴は、土地が1町四方に区画されていることです。このような土地区画を条里地割と呼んでいます(金田2020)。条里地割は奈良時代に起源がありますが、現在全国各地に残る条里地割の多くは、中世に進んだ再整備によることがわかっています。犬飼遺跡の居館の堀もこの地割を意識して設けられているため、居館が成立した時期には曾我部町一帯に条里地割が施工されていたと考えられます。

ここで注目したいのは、堀1に付属する小溝(導水溝SD429)です。この小溝は外部から水を引き込むために掘られたものですが、扇状地の端に当たるこの部分に外部から水を引くためには、法貴谷川から水路を通すしか方法がありません。現在、曾我部町一帯では条里地割に沿うように水路が整備されていますが、居館が完成した時期に条里地割がすでに施工され、耕作地の開発が進んでいたと考えるならば、それに伴う水利システムも、整備が進んでいたと考えてもよいでしょう。犬飼遺跡の居館とこの地域の条里地割および水利システムは表裏一体の関係で、両者の間には強い関係があるとみることができるのです。

近畿地方では、13~14世紀にそれまでの集落が衰退し、散村^{さんそん}状態であった村が集村^{しゅうそん}化することが明らかになっています。そして、この時期に形成された村は、多くは現在の集落と同じ位置に営まれたと考えられています(榎原2016)。犬飼遺跡に居館が作られた13世紀後半には、ほぼ現在の場所に耕作地と村が形成され始め、この地域一帯の現景観の基礎が出来上がっていたといえるでしょう。

③堀の内にはだれが住んだのか? では、犬飼遺跡の居館に住んでいたのはどのような人物なのでしょうか。

先ほど、居館の築造と、この地域の地割には密接な関係があることを論じました。一般的に、傾斜地での棚田開発は平野部よりも遅れて、平野部の開発が一段落した13、14世紀ごろに進展すると考えられています(水野2014)。犬飼遺跡でも、中世前半までの建物は地形に沿うように作られているので、それまでは条里地割は施工されていなかったのでしょ

う。したがって、条里地割が施工された時期と、犬飼遺跡に居館が作られた時期には大きく隔たりはないと考えられます。つまり、居館の築造と地域の開発は一体の事業として進められた可能性が高いといえるのではないのでしょうか。

以上のことから、私は、居館を作った主体は、この地域の開発に携わった人物、あるいは耕作地の管理に携わったような人物ではなかったかと推測しています。中世に開発を進めた地元の有力者は「開発領主」、荘園の管理を行った役人は「荘官^{しょうかん}」と呼ばれています。なお、荘官の荘園管理事務所は「政所^{まんどころ}」と呼ばれますが、図5に示した新見荘の政所指図のように、犬飼遺跡の居館と建物の配置が良く似ていることは興味深い事例と言えます。

開発領主、荘官とも、鎌倉時代後期になると一部は武装し、武士のような性格を併せ持っていたと考えられています(伊藤2014)。わざわざ屋敷を巨大な堀で囲み、防御性を高めていることは、当時の不安定な社会情勢を反映しているのではないのでしょうか。

4. まとめ

犬飼遺跡の発掘調査から、中世の曾我部町の様子について考えてみました。建物の構造や、田畑の景観、水路の整備、村の立地など、私たちが普段何気なく接している風景の一部は中世にまで起源をたどることができるということを実感していただけたのではないかと思います。

曾我部町内では現在も発掘調査が進展中で、日々新たな発見があります。今回は、居館を足掛かりに様々なことを推測してみましたが、今後居館を取巻く環境もさらに明らかになり、地域の埋もれた歴史の発見につながることを期待したいと思います。

【参考文献】

- 伊藤瑠美 2014「中世武士のとらえ方はどう変わったか」『日本中世史入門』勉誠出版
- 榎原雅治 2016『室町幕府と地方の社会』シリーズ日本中世史③ 岩波新書
- 橋田正徳 2011「中世前期における居館の展開」『古文化談叢』第69巻 九州古文化研究会
- 金田章裕 2020『景観からよむ日本の歴史』 岩波新書
- 玉井哲雄 1996「武家住宅」『絵巻物の建物を読む』 東京大学出版会
- 永井規男ほか 1975『京都府の民家』京都府教育委員会
- 永井規男 1977「撰丹型民家の形成について」『日本建築学会論文報告集』第251号 日本建築学会
- 水野章二 2014「棚田の歴史」『棚田学入門』勁草書房



図1 犬飼遺跡の位置と亀岡盆地の主要な遺跡

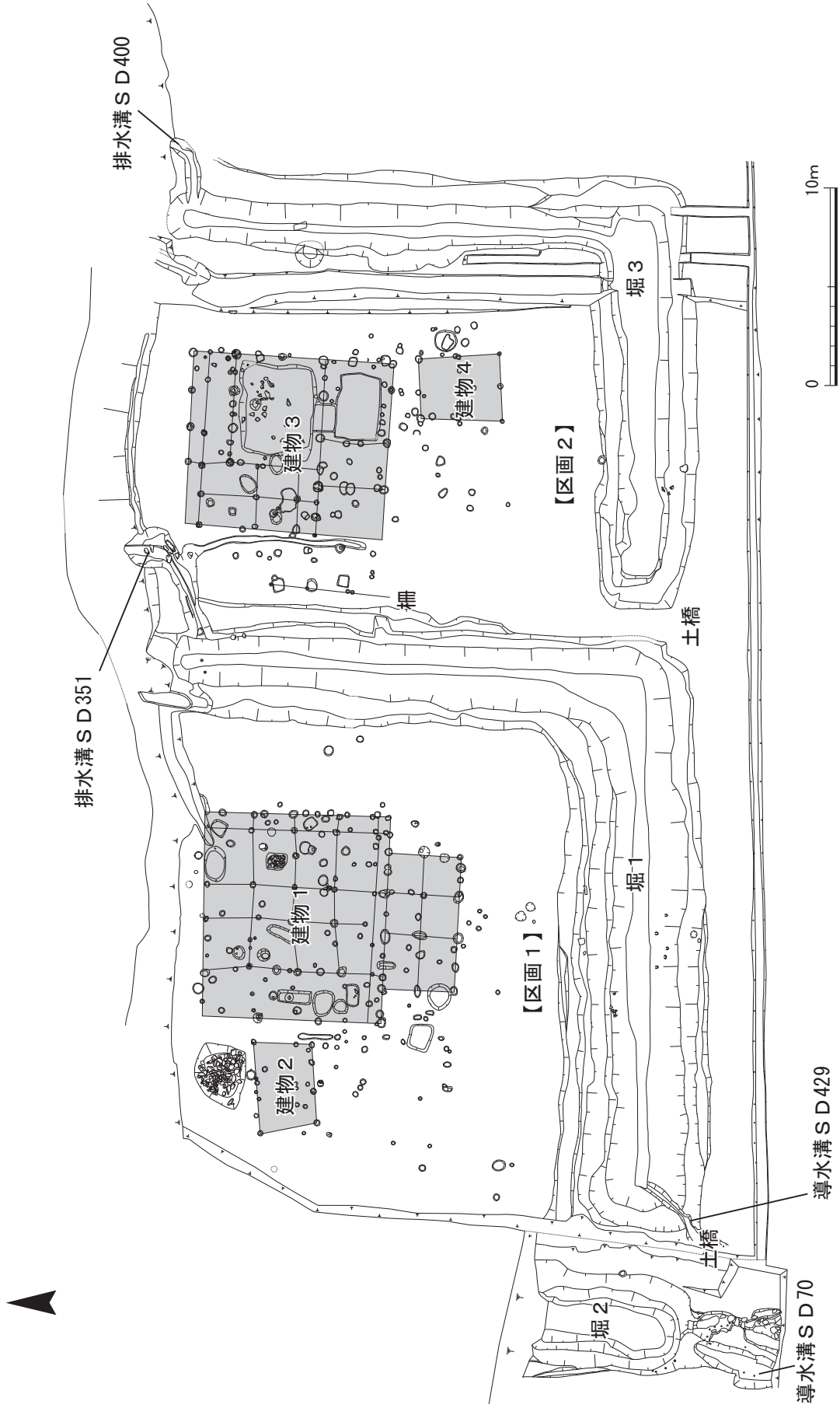
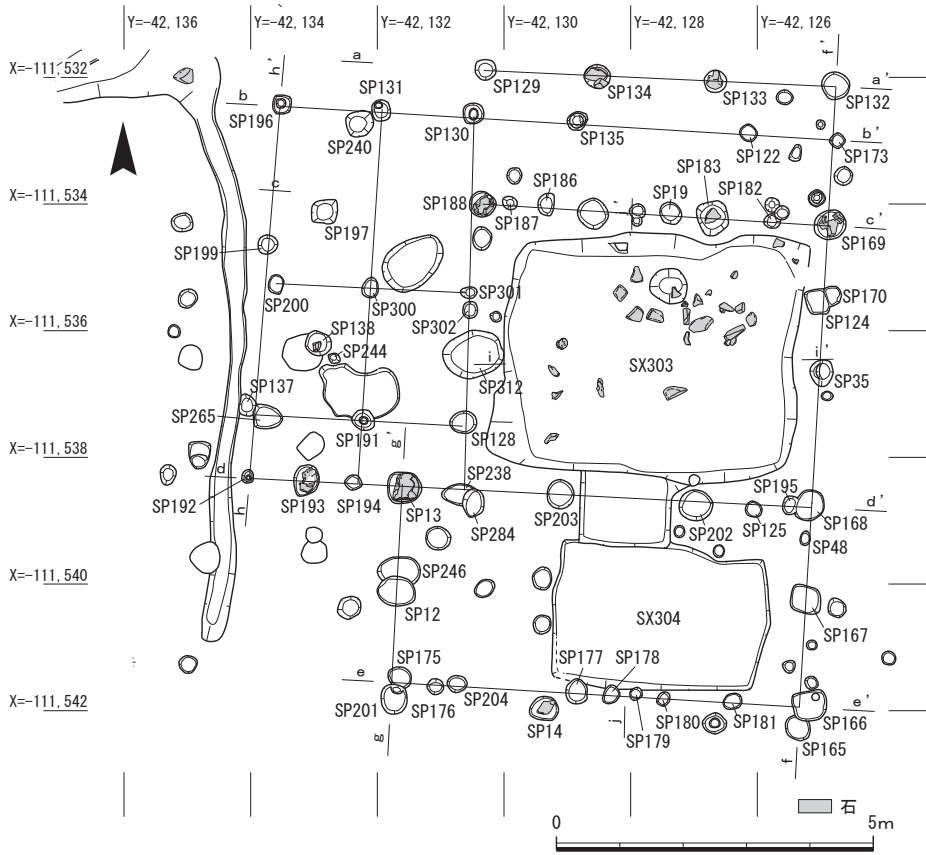
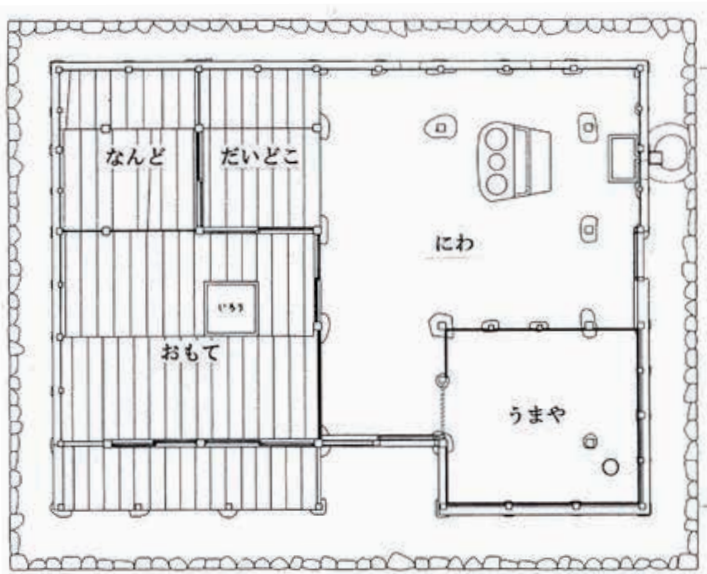


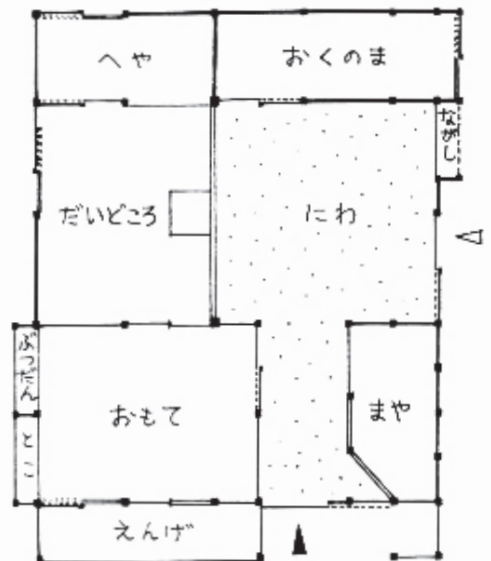
図2 犬飼遺跡の居館平面図



① 犬飼遺跡建物3 (13世紀後半～14世紀前半) 縮尺1/80

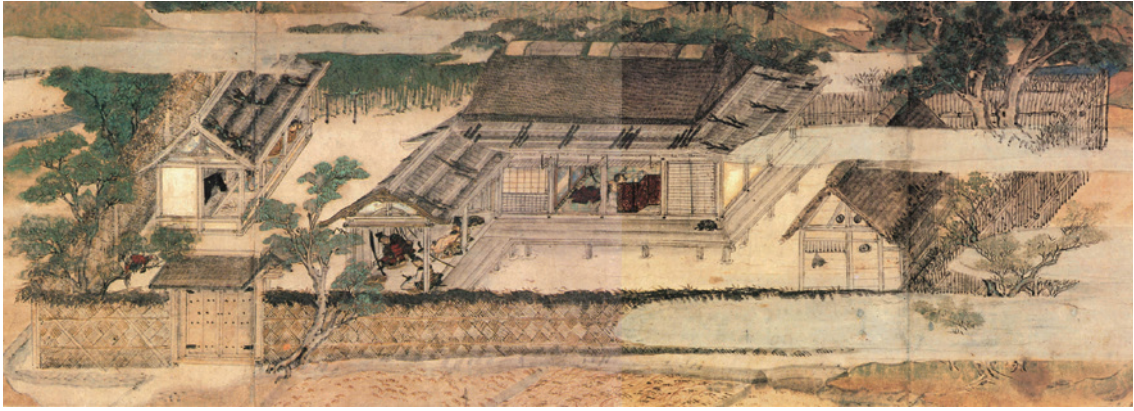


② 最古の現存民家 (14世紀前半か) 縮尺1/100
神戸市 箱木家住宅おもや



③ 古い型の撰丹型民家 (17世紀) 縮尺不同
綾部市 旧岡花家住宅

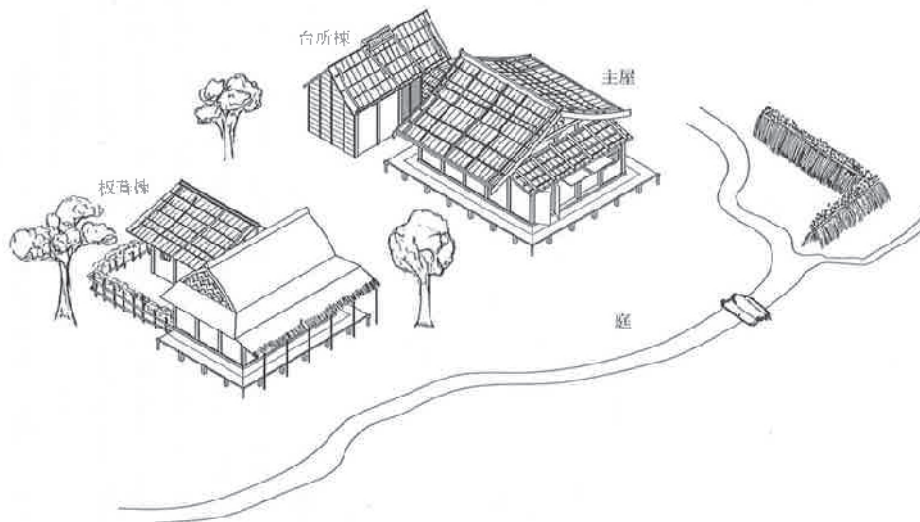
図3 土間を持つ建物の例



① 美作の武士、漆間時国の館（『法然上人絵伝』巻1）

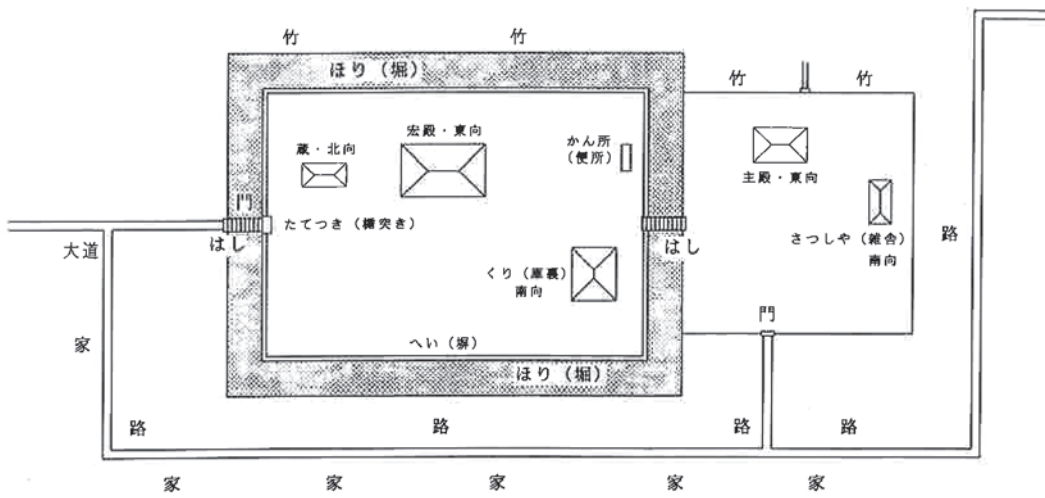
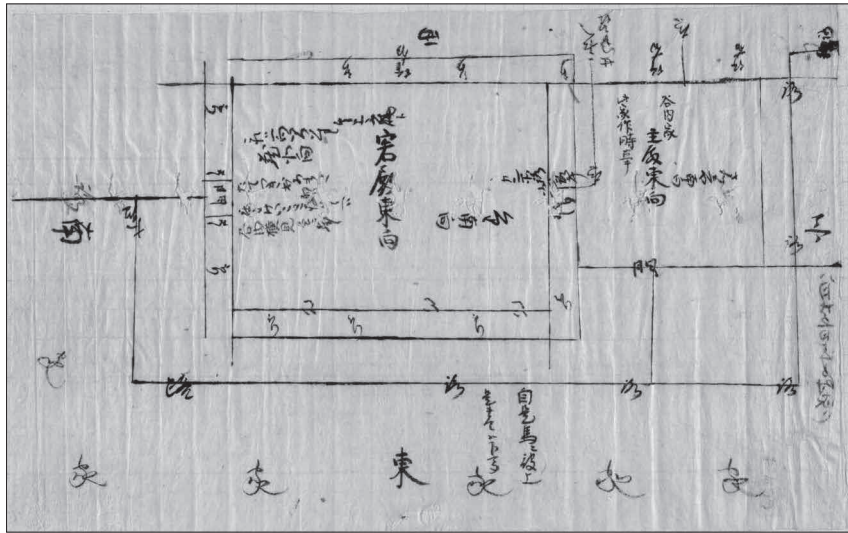


② 筑前国の武士の館（『一遍上人絵伝』巻4）



③ 信濃国の武士大井太郎の館の復元図（黒田ほか編 1996）

図4 絵図に描かれた武士の館



上：『東寺百合文書』

下：伊藤ていじ「中世農村の住まい」『週刊朝日百科 日本の歴史』中世Ⅰ-2

図5 備中国新見荘谷内の政所指図

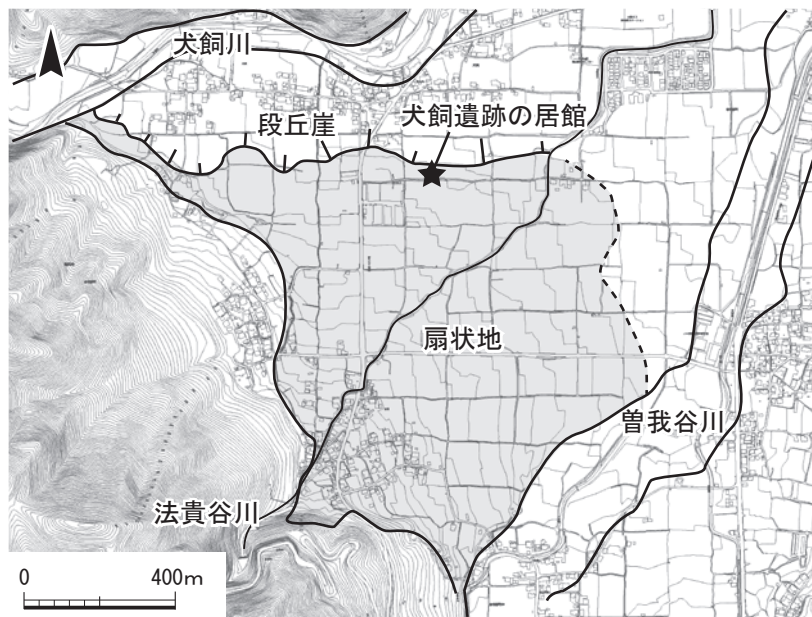


図6 居館と周辺環境

文献史料に見る丹波の中世城館と領主

亀岡市文化資料館
飛鳥井 拓

1. はじめに

①中世丹波国の城館について

- ・京都府内の城館研究

『京都府中世城館跡調査報告書第2冊一丹波編一』

乙訓郡における調査・研究の進展⇔丹波国

- ・対象地域 = 京都府内の丹波国

- ・対象時期 = 14世紀以前～戦国時代前期(天文年間前半まで)

②曾我部町域の中世

2. 14世紀以前の城・陣・館

○史料の登場の仕方

城・陣・館は戦時にしか史料上に出て来ない(表1)。

→古文書では軍忠状ぐんちゆうじょうに主に登場する。

⇒戦争のときに現れるもの。

○「陣」

足利尊氏あしかがたかうじの出陣の地と言われる篠村しのむらを見てみる。

→ No. 8 「將軍は御領所丹波国篠村に御陳を召る」

「則篠村の御陳を嗟峨へうつされ」

No. 7 「丹州の篠村宿を占、白旗を楊の木本に立て」

→陣は篠村に置かれた、また篠村から移されるもの

⇒一時的に設置されるもの

○「館」…No.10「守護館しゅご」のように登場

⇒公的な役割を担ったもの = 館か

○「城」

…「楯籠たてこもる」「警固する」といった言葉とセットで使用されることが多い。

- ・注目される記事が2つ

①石龕寺の記述 No.19

「御子息宰相中將殿ニ、仁木（ニツキ）左京大夫頼章・舎弟右京大夫義長ヲ相副テ二千余騎、丹波ノ井原石龕（イハラノイハヤ）ニ止メラル、此寺ノ衆徒、元来無二志ヲ存セシカバ、軍勢ノ兵糧、馬の糠藁ニ至ルマデ、山ノ如積上タリ。此所ハ岸高ク峯聳テ、四方嶮岨ナレバ、城郭ノ便リモ心安ク覚ヘタル上」
 = 足利義詮が、仁木頼章らと石龕寺に籠る。

* 石龕寺 = 「岸高ク峯聳テ、四方嶮岨」 → 「城郭ノ便リモ心安ク覚ヘタル」

→ もともと寺であっても「岸高ク峯聳テ、四方嶮岨」という条件を備えていれば「城」とみなされた。

→ 楯籠る・警固のために都合の良い場所 = 城となり得る。

②保津城の記述

No.20 「当御手に属し奉り、今年5月14日保津御敵城に押寄せ、合戦致し、かの城を攻め落とす」

No.24 「同7月14日、…御敵又保津に立て籠もるの間、八田より御発向の刻」

No.25 「8月8日、保津城御発向の刻、同じく御手に属し、かの城を焼き払い、当所を静謐せしめおわんぬ」

→ 城は、一度落とされてもすぐに繰り返し使用される。

焼き払われて初めて「静謐」となる。

⇒ 「岸高ク峯聳テ、四方嶮岨」という要件がそろえば「城」とみなされた。

また落城の二ヶ月後に再構築することができるものだった。

→ 城は楯籠り、警固するための臨時的な場。

⇒ 城と陣は臨時的・一時的なもの

3. 戦国時代前期の城・陣・館

○ 応仁・文明の乱や延徳一揆、明応の政変、政元討死からの細川家の内訌など(表2)

→ 14世紀以前と同様 戦時に史料上に出てくる。

→ 戦争のときに現れるもの。

○ 「陣」

No.17 「諸国ノ群勢陣屋ニ為トテ当寺へ乱入シ、山林仏閣坊舎寺内悉破り取り一宅モ残サズ目モ当ラレヌ為体也」

→ 一時的に設置されるもの

No.18 「義材公、葉室公、妙法院、種村方、上原左衛門大夫陣所江御降参云々」

No.19「義材將軍出正覺寺構御成于上原左衛門大夫尉當中」

→上原元秀^{うえはらもとひで}の陣は將軍足利義材^{よしき}が降参に訪問するような場所でもあった。

○「館」

14世紀以前と比べて用例が増加。

「三宅館」「一宮於国構館」「一宮かたち」「六郎(細川澄元^{すみもと})館」「丹波ノ内藤カ館」

→「三宅館」以外は守護家と関連して登場する。

⇒公権力に関わるもの＝「館」か。

○「城」

「楯籠る」ものとして使用されることが多い。

No.1「船岡山為城」

No.12「訴訟ト号シ謀反ヲ企ツ、城郭ヲ構へ朝敵ヲ致ス」

No.33「柳本ハ同国神尾寺ニ楯籠リテ四国衆ト蝶シ合セケル、…同(11月)18日

ヨリ柳本カ城神尾山城ヲ取り巻責戦ヒケル」

No.47「丹波国関と云処へ出張して、山城を構て楯籠」といった記事

→城は山に構えるものであり、臨時的な性格を有する。

⇒戦国期前半には、「館」の役割が拡大。

公権力に連なるものの拠点が「館」と呼ばれた、が用例は少ない。

⇒「城」は「陣」と同様に未だ臨時的な性格が強い。

○戦国期前半の都市

・全国的には、応仁・文明の乱による守護の下向を契機として、城下町の都市化が進むとされる(仁木2004、2015)。

↓

・「(丹波国では)府中や守護所^{しゅごしょ}、府中や守護所、戦国城下町などの政治都市も、きわめて限定的な展開となっている」(福島 2019)

=史料にみられる「館」や「城」の特徴と一致？

○戦国期前半の丹波国守護・守護代

・「これらの領国の守護代の多くは在京して内衆と呼ばれており、上京の上原邸近辺に宿所を持っていた」(森田 1986)

・「波多野氏は一貫して細川氏の有力内衆として京都を活動の拠点とし、その地位を丹波における地域支配拡大のために梃子として利用したことが重要」(藤田 2000年)

・「(足利義晴の御所の周辺には)細川京兆家^{けいちょうけ}や典厩家^{てんきゅうけ}、さらには摂津守護代薬師寺氏

や丹波守護代内藤氏の屋敷群が配置されている」との指摘(天野 2020)。

→応仁・文明の乱以後も守護・守護代の拠点は京都。

守護代は京兆家屋敷の近くに屋敷を構えていたと考えられる。

⇒公権力が支配拠点としての城を整備する必要性が薄かったことが都市の展開が限定的であったことの一因か。

* 宗教勢力の動向も考慮する必要がある。

* 「城」の政治的拠点としての記述が認められるのは内藤宗勝^{ないとうそうしょう}期。

「春辺備州御帰城候ハ々、尚以懇ニ懸御目、取合可申与存候へ共、以前御乞候つる、殊大事之物にて候間、見出候を幸ニ返進申候、正月中ニ、宗勝も可被罷上様ニ申候、其時御所持候て御出候ハ々、前々之様躰懇ニ申候て可令披露候」(年未詳12月27日付龍源軒紹堅書状「片山文書」)

★以上の流れを押さえたうえで中世～戦国期の城館を評価する必要がある。

★犬飼遺跡の居館の時期は「13世紀後半～14世紀前半」と言われている。

→立地や長期的な使用という点で「城」「陣」ではない？

→誰が使用していたかが重要。

4. 曾我部町域の中世

○曾我部町域に「曾我部荘」はあったのか？

・曾我部荘の研究史

①細見末雄『丹波の荘園』

・竹内理三氏が、『鎌倉遺文』中の嘉祿元^{かろく}(1225)年11月5日付「東大寺文書」にある東大寺東南院門跡領「丹波国一処 曾我部荘」とあるのを、桑田郡とされている。今これに従う。

・曾我部荘は、『和名抄』の宗我部郷^{わみょうしょう}の地で、現在の亀岡市曾我部町にあたる。

・寺村宮条にある延喜式内与能^{よの}神社の慶長8(1603)年の棟札によると、川上(西条・南条・重利)・中・犬飼・寺・春日部・法貴の六ヶ村の総社であったから、この村々が荘域であろう。

・室町時代には荘内が細分化されたようで、法貴村は建仁寺瑞慶院末^{けんんにんじずいけいん}の禅居庵領^{ぜんきょあん}であった。犬飼村の時安名は、戦国期には京都吉田社領。

②元木泰雄「第七章第二節 荘園と地頭」『新修 亀岡市史 資料編第1巻』

・後白河院法華堂領であった曾我部荘と東大寺東南院門跡領としても曾我部荘があり、

これは明らかに別の荘園と考えなければならない。

・この荘園のうちいずれかが、現在も市内に地名の残る曾我部に存したことは疑いないが、断定することは困難である。また、多紀郡・天田郡にも宗部の地名があり、これらがもう一方の「曾我部荘」の所在地であった可能性が強い(p733)。

⇒曾我部荘の荘園領主や所在は明らかになっていない。

○荘域の根拠史料 = 「与能神社の慶長8年の棟札」(史料1)

・「曾我部荘」の記述はない。

・「曾我部郷」 ≠ 「曾我部荘」

* 中世後期、丹波国の地域呼称として「曾我部郷めしつぐのほ召次保」「余部郷石田荘」がある。

「○○郷△△荘」「●●郷▲▲保」

→「郷」は各荘園を含みこむ広域の地域名称だったと推測される。

⇒亀岡市域に「曾我部郷」はあった。「曾我部荘」があったかは不明。

○召継(次)保 = 史料で確認できる荘園

細見末雄『丹波の荘園』

・延文3(1358)年2月10日、足利尊氏が召継保地頭職を氷上郡栗作郷の久下幸興くげゆきおきに宛がっている。

・年月日未詳の久下道祖増丸の所領控にも召継保が書かれている。

・召次じょうこうは上皇や女院の雑事を行う所で、召継保は、もとはその料所りょうしょであったのだろう。

・別院内にあったが、その所在は不明である。

・『看聞御記』嘉吉3(1443)年7月4日条に書かれているから、室町時代は伏見宮家の所領らしい。同年7月22日には、ここから伏見の貞成親王家さだふさしんのうへ丹波瓜を進上しており、その後も瓜を献進している。

○召次保はどこか

・召次保の初見史料 = 「鹿王院文書」ろくおういんもんじょ

徳治3年(1308)7月6日付の名主職充行状みょうしゅしきあてがいじょう(史料5)

・史料7 = 別院荘の下地中分したじちゅうぶんに関する史料「召次以下庄々を相交え」

→別院荘内ではなく、別院荘と近接する場所にあった。

・史料11→応永31(1424)年篠村八幡宮造営段銭の賦課単位として「召次保」が見える。

・史料12→永享元(1429)年、「丹波国桑田郡宗我部郷召次御保法貴村寺庵領」

・史料13→中原康富なかはらやすとみが支配した佐伯荘とも近接。

⇒召次保は、曾我部郷の中にあり、別院荘や佐伯荘と近接する地にあった。

保内には法貴村という惣村があった。

* 地域単位：曾我部郷→召次保→法貴村→国友名

→名主職が譲渡あるいは知行充行の対象となる。

○召次保の領主

・召次保 国衙領^{こくが}→鹿王院→久下氏(史料5・14・16・19)

重安名 →伊予局(史料9)

下末次名→西山地蔵院(史料10・15)

法貴村 →禅居庵(史料12・18)

小河村 →赤沢氏→龍安寺(史料17)

→戦国期には久下氏や守護家^{きんじゅう}近習赤沢氏らが支配。

・「桑田^{げす}下司」の存在

= 召次保の名の進退を管掌する存在(史料9)

5. おわりに

考古学の城館と史料上にみえる「城」「館」「陣」のすり合わせが重要。

戦国期前半までの「城」「陣」を遺構上でどのように検出するか。

「屋敷」^{まんどころ}「政所」「私宅」の存在。

【参考文献】

天野忠幸 2020『室町幕府分裂と畿内近国の胎動』吉川弘文館

森田恭二 1986「戦国期畿内における守護代・国人層の動向」『近畿大名の研究』吉川弘文館

福島克彦 2009『戦争の日本史11 畿内・近国の戦国合戦』吉川弘文館

細見末雄 1980『丹波の荘園』名著出版

藤田達生 2000「八上城とその城下町の変容」『戦国・織豊期城郭論 丹波八上城遺跡群に関する総合研究』和泉書院

京都府教育庁文化財保護課編 2013『京都府中世城館跡調査報告書第2冊一丹波編一』京都府教育委員会

福島克彦 2019「史資料にみる丹波国と明智光秀」シンポジウム『明智光秀研究の最前線 明智光秀の実像に迫る』配布レジュメ

仁木宏 2004「寺内町と城下町 戦国時代の都市の発展」有光友學編『日本の時代史12 戦国の地域国家』

吉川弘文館

仁木宏・福島克彦編 2015『近畿の名城を歩く 滋賀・京都・奈良編』吉川弘文館

仁木宏 2015「室町・戦国時代の城下町」仁木宏・福島克彦編『近畿の名城を歩く 滋賀・京都・奈良編』

吉川弘文館

亀岡市 2000『新修 亀岡市史 資料編第1巻』亀岡市史編さん委員会

亀岡市 1996『新修 亀岡市史 本文編第1巻』亀岡市史編さん委員会

亀岡市 2004『新修 亀岡市史 本文編第2巻』亀岡市史編さん委員会

亀岡市 1996『新修 亀岡市史 資料編第4巻』亀岡市史編さん委員会

表1 城館に関する記事一覧(12~14世紀)

No.	年号	西暦	史料名	城館に関する記事	典拠
1	寿永2年7月	1183	延慶本平家物語	西は足利判官代義清、丹波国に打越て、大江山を打塞ぐと聞ゆ、南は多田蔵人行綱以下、摂津・河内のあぶれ源氏ども、川尻・渡辺を打ち塞ぐ…	亀岡 183
2	寿永3年2月	1184	保暦間記	2月4日卯時に京を出て発向す、義経は二日路を一日に馳付けて。丹波の国三草山の東の山口に陣を取り、	亀岡 198
3	正中2年4月24日	1325	六波羅御教書	松尾社領丹波国雀部莊雜掌承政箴	福知山 146
4	元弘3年	1333	『太平記』巻第8	荻野ハ、丹波・丹後・出雲・伯耆へ落ケル勢ノ、篠村・稗田辺ニ打集マッテ、三千余騎有ケルヲ相伴、路地ノ野伏ヲ追テ、丹波国高山寺の城(ジヤウ)ニゾ楯籠リケル。	亀岡 384
5			『太平記』巻第9	去程ニ、足利殿篠村ニ陣ヲ取テ、近国ノ勢ヲ催サレケルニ…	亀岡 395
6			『太平記』巻第9	去程ニ、明レバ五月七日ノ寅刻ニ、足利治部大輔高氏朝臣、二万五千余騎ヲ率シテ、篠村ノ宿ヲ立給フ、	亀岡 399
7			足利尊氏願文	然間、丹州の篠村宿を占め、白旗を楊の木本に立て、爰彼の木の本において一の社有り、	亀岡 398
8			『梅松論』上	同日、將軍は御領所丹波国篠村に御陳を召る。…則篠村の御陳を嵯峨へうつされ、近日洛中へ攻寄らるべき由其聞えあり。	亀岡 400
9	建武3年正月4日	1336	小河成春軍忠状	同12月28日、式部伊賀四郎、同一族、並眞壁彦三郎等相共ニ、当国犬石宿において御旗を挙げ、	亀岡 407
10	建武3年正月日	1336	後藤基景軍忠状	丹波国守護館を追い落とし、京都へ発向の刻、山徒南岸に同宿、波々伯部保に楯籠もるの間、正月1日彼等館を追い落とし、則ち大枝山に取り登る、	亀岡 408
11	建武4年10月	1337	久下重基軍忠状	和久城御発向の刻御供仕り、大手攻口において矢倉を構え、	福知山 117
12	建武5年2月1日	1338	片山高親軍忠状	和久城戌亥尾頭手責め上がり、	和知 39
13	暦応2年7月	1339	片山高親軍忠状	丹波国さ見城において警固致し… 今年6月2日より安良賀城御退治の	和知 40
14				次雀部城まで抽勤者なり	和知 40
15	暦応2年7月	1339	久下重基軍忠状	和久城御発向の刻御供仕り、大手攻口において高矢倉を構え、	福知山 117
16				雀部城御発向御供仕り、大手東尾構役所合戦いたすところ、	福知山 117
17	康永2年	1343	『太平記』巻第24	丹波へハ山名伊豆守時氏三千余騎ニテ押寄せ、高山寺ノ麓四方二三里ヲ屏ニヌリ籠テ食攻(ジキセメ)ニシケル間、(荻野)朝忠終ニ戦屈シテ降人ニ成テ出ニケリ。	亀岡 432
18	観応2年正月	1351	『観応二年日次記』	京方軍勢大匠父子ヲ始奉テ、丹波路ニ懸テ引き却くと云々、今夜篠村ニ宿さると云々、	亀岡 451
19	観応2年正月15日	1351	『太平記』巻第29	御子息宰相中将殿ニ、仁木(ニツキ)左京大夫頼章・舎弟右京大夫義長ヲ相副テ二千余騎、丹波ノ井原石籠(イハラノイハヤ)ニ止メラル、此寺ノ衆徒、元来無二志ヲ存セシカバ、軍勢ノ兵糧、馬の糠藁ニ至ルマデ、山ノ如積み上げタリ。此所ハ岸高ク峯聳テ、四方峻岨ナレバ、城郭ノ便リモ心安ク覺ヘタル上、…	亀岡 453
20	観応3年8月日	1352	中津河秀家軍忠状	当御手に属し奉り、今年5月14日保津御敵城に押寄せ、合戦致し、かの城を攻め落とす	亀岡 1507
21				同月15日、又御手に属し、須智の城へ押し寄せるの刻、彼の城を則ち没落せしめおわんぬ、	亀岡 1507
22				同月24日、和久嶋松崎御陣の時、供奉せしめ、6月6日、庵我御敵城を取り上げ、上真弓岳に要害を構うるの時、同じく警固致す者なり、	亀岡 1507
23				同6月20日、高山寺麓の犬山を取り上げるの処、御敵城中より打ち出で、犬山を責むるの間、散々合戦致し、則ち高山寺を追い籠りおわんぬ、	
24				同7月14日、…御敵又保津に立て籠もるの間、八田より御発向の刻、後攻めとして、社本西田左近将監の城において、八木広瀬の一族相とも数日警固致しおわんぬ、	亀岡 1507
25			8月8日、保津城御発向の刻、同じく御手に属し、かの城を焼き払い、当所を静謐せしめおわんぬ、	亀岡 1507	
26	文和2年6月2日	1353	園太暦	著丹波志宇智、或説著和久城、此趣、昨日荻野並武蔵將監等飛脚到来、或已に嵯峨に入るとの云々、	三和 11
27	文和2年8日	1353	中津河秀家軍忠状	雀部城において、去6月12日に至るまで、数日に至り警固しおわんぬ、	三和 11
28	文和2年8日	1353	六瀬九郎頼連軍忠状	右最初より馳せ参じ、丹波国波々伯部城、大沢宮田少多々庄御出の時、御供仕り	三和 11
29				(7月)廿三日、三戸稻荷山に要害を取るの処、御敵寄せ来たるの間…	三和 11
30	文和3年12月	1354	『太平記』巻第32	又直ニ丹波へ懸テ、仁木左京大夫頼章ガ佐野ノ城ニ楯籠テ、我等ヲ支ヘントスルヲヤ打落スト、評定シケル処へ…	亀岡 487

※典拠 亀岡=『新修亀岡市史』、福知山=『福知山市史』、和知=『和知町誌』、三和=『三和町史』。数字はページ番号。

表2 城館に関する記事一覧(15～16世紀前半)

No.	年号	西暦	史料名	城館に関する記事	典拠
1	応仁2年 9月7日条	1468	「碧山日録」	西兵自去歳以船岡山為城、此日東兵破之、獲餼三十余、遂燒千本里之陣營、…	亀岡 807
2	応仁2年 9月7日条	1468	「山科家礼記」	今夕敵陣舟岡山へ此方より勢を遣わし、数剋合戦之後、船岡山焼落、其外千本 辺山名殿後まで焼、…	亀岡 807
3	応仁2年 9月	1468	「応仁記」※	嵯峨へハ宮田備後守始トシテ。面モフラズ切テカケケレバ。内藤タマリカネテ 丹波ヲサシテ引退。大江山ノ峠ヲ構テ…	亀岡 809
4	応仁3年 4月22日	1469	野田泰忠軍忠状	同廿二日、相催京都之御敵并当国撰州中嶋十七カ所之諸勢、着寄谷陣、雖合戦仕、 破一陣不叶、諸口彼城没落仕、引退丹州穴太畢、	亀岡 815
5	応仁3年 6月16日	1469	野田泰忠軍忠状	撰州江御敵乱入之砌、丹州江敵打入之間、同廿日、安富又次郎相供加余部之城、	亀岡 815
6	文明元年 10月2日	1469	野田泰忠軍忠状	同十月二日、丹州江御敵責入之間、山名右馬助殿・安富又次郎相共、重而加余 部之城、	亀岡 815
7	文明元年 12月12日	1469	野田泰忠軍忠状	同十二月十二日、為山名弾正殿御迎、西岡中脈之輩打立丹州穴太、着陣撰州神 呪寺山、霜台供奉申、発向山田庄、同十六日、着寄三宅館、於数度合戦仕畢、	亀岡 815
8	文明元年 12月24日	1469	野田泰忠軍忠状	自御敵可陣取山崎之由、依有其聞、同廿四日、打立三宅陣、山名弾正殿御被官 相共着陣山崎仕、…	亀岡 815
9	文明11年 12月3日	1479	「長興宿禰記」	後聞、一類一宮於国構館令守護、傍輩等同意外不寄付云々、	亀岡 842
10	文明12年 2月17日	1480	「大乘院寺社雑事 記」裏文書	結句細川方之年貢無沙汰候間、取細川候天、丹波へ下候、一宮かたち <small>に</small> 近辺に 野陣に細川方之者…	亀岡 845
11	文明12年 2月22日	1480	「晴富宿禰記」	廿二日、癸酉、昨日丹波国諸方炎上、内藤被官牢人企徳政之間、一宮方輩押寄 悪党館放火、國中錯乱、無是非云々、	亀岡 847
12	延徳元年 11月6日	1489	「楞嚴寺縁起」※	延徳元年己酉歳十一月六日、荻野大槻諸牢人ト為テ守護代上原豊前守同紀伊守 父子へ、訴訟ト号シ謀反ヲ企ツ、城郭ヲ搦へ朝敵ヲ致ス、同十二月十三日ニ群 勢守護之手当寺へ打入、悉資材ヲ奪取り十九日マテ逗留シ先引退ク、	亀岡 872
13	延徳元年 12月27日	1489	「蔭涼軒日録」	一揆衆敗績、即ち須智城を責め、須智また没落と云々、	亀岡 882
14	延徳2年 7月3日	1490	「蔭涼軒日録」	此の日、丹波において大合戦あり、物部豊前守大将として位田城を攻む	亀岡 886
15	延徳2年 8月25日	1490	「蔭涼軒日録」	撰州丹後勢等国中の勢に加わり、敵城を囲う、水手を止め、来月必々敗績すべ きと云々、位田構・須智構等之を見、城中小勢なり、	亀岡 888
16	延徳2年 11月10日	1490	「北野社家日記」	丹波国位田城、今日自放火之由注進在之云々、	亀岡 889
17	延徳2年	1490	「楞嚴寺縁起」※	翌年庚戌六月廿八日ニ位田城へ、国中守護勢ハ申ニ及バズ諸侍者兵革ヲ調へ 思々出立、…諸国ノ群勢陣屋ニ為テ当寺へ乱入シ、山林仏閣坊舎寺内悉破り 取り一宅モ残サズ目モ当ラヌ為体也、	亀岡 872
18	明応2年	1490	「蔭涼軒日録」	(4月)25日、…今日廿五正覚寺代敗績之由、自方々告之、不知其寔、暮夜九 峯来云、正覚寺落居一定也、注進有之、義材公、葉室公、妙法院、種村方、上 原左衛門大夫陣所江御降参云々、	亀岡 903
19				(4月)28日、…義材將軍出正覚寺搦御成于上原左衛門大夫尉當中、御伴衆葉 室殿、妙法院、種村兵部少輔三人也、	
20		1490	「親長卿記」	正覚寺 (4月)27日、…於城中生涯之由風聞之輩、大将畠山左衛門督政長、自害…	亀岡 904
21	明応8年	1499	「後法興院記」	2月20日、細川京兆陣立事来月必定、よって明日為出門丹波へ可下向云々	亀岡 935
22	文龜2年	1502	「後法興院記」	3月9日、今日京兆下向丹州カミヨシ云々、可為隠居分か云々	亀岡 944
23	永正2年	1505	「二水記」	(9月)11日、…、不用政元之成敗、然間又香西ヲ為追罰山科江龍向間、香西 嵯峨城へ引退、	亀岡 962
24	永正4年	1507	「宣胤卿記」	(4月)26日 晴、 今日細川被官香西孫六・彦六、率数千人、自嵯峨下丹波、為丹後也	亀岡 970
25				(4月)27日 晴、細川右京大夫政元朝臣昨日帰丹波、可立丹後用意云々、	
26			「多聞院日記」	(5月)25日…、一 九郎殿者丹波衆以下香西兄弟被召具、賀屋城被取向了、	亀岡 971
27				(5月)28日 九郎殿被仰合香西孫六・彦六・真珠院以下、賀屋城大将石川勘 解由左衛門尉申合令落居帰陣云々、	
28			「実隆公記」	(6月)24日、抑香西又六押寄六郎館責戦、則放火、秉燭程六郎没落、趣江州 方云々、	亀岡 975
29			「北野社家日記」	(7月)8日、午剋自丹波細川九郎殿上洛、馬上三十七騎、及晩守護代内藤上洛、 三十騎計在之	亀岡 983
30	永正8年	1511	「瓦林政頼記」	(7月)…正頼ハ手勢ヲハ伊丹ニ残シ置、涯分ノ合戦可仕トテ、自身ハ小者一 人ニテ忍テ丹波国多紀郡波多野城ニシ籠ケル、	城郭論 16
31			「実隆公記」	(8月)16日、 (中略)午後室町殿(義植)先引退丹州給、細川、大内、畠山修理大夫、吉良以下人々 多供奉、路地無其煩云々、季綱卿、冬光卿同参云々、後聞、丹州宇津ト云所ニ 御座云々、	亀岡 1010

No.	年号	西暦	史料名	城館に関する記事	典拠
32			「足利季世記」※	去程ニ義植御所ハ丹波ノ内藤カ館ヨリ大内左京大夫畠山尾張守細川高国同右馬頭伊勢兵庫頭齋藤法印土岐美濃守…其勢三万余騎引率シテ責上リケレハ京方ノ細川澄元三好等小川ニ有ケレハ丹州ヨリ責上ル敵ヲ防カントテ紫野ノ上ノ舟岡山ヲ陣城ニカマヘ澄元ノ妹婿細川右馬頭政賢ニ畠山上総介義英遊佐河内守ヲ大將軍トシ三好筑前守同山城守ニ一萬騎ヲ相ソヘテ待カケタリ大徳寺今宮小川辺ニテスキマナク陣取大將軍右京大夫丹州住人竹内刑部大夫以下引率シ五百余人小川ノ屋形ニヒカエタリ 同8月24日責上勢已ニ長坂山ニ陣取…	亀岡 1016
33	大永6年	1526	「足利季世記」※	同年10月下旬、兄ノ波多野備前守ハ矢上ノ城ニ籠リ、柳本ハ同国神尾寺ニ楯籠リテ四国衆ト蝶シ合セケル、 …同(11月)18日ヨリ柳本カ城神尾山城ヲ取り巻責戦ヒケル、	城郭論 1
34			「二水記」	(11月)5日(中略)或人云、内藤令没落云々、為事実者、京都儀難儀事也、如何々々	亀岡 1065
35			「実隆公記」	10月21日、柳下逐電、波多野入湯山、有巷説云々、 11月24日、丹州昨夜長塩陣有夜討云々、 11月晦日、及昏巷説丹波陣破云々、	城郭論 29
36			「細川両家記」※	同11月13日に軍大將に典厩伊賢、この外内藤弾正、長塩民部丞、奈良修理亮、薬師寺九郎左衛門、同与次、波々伯部兵庫助、同三郎左衛門、荒木大蔵、此外馬廻八十余頭、丹州へ指下さる、	亀岡 1071
37	享録3年	1530	「後法成寺関白記」	(11月)4日、朝小雨、晴、内藤以下勝軍地蔵ニ陣取云々、	亀岡 1144
38	享録4年	1531	「嚴助往年記」	(5月)23日、於丹波保津内藤彦七討死云々、	亀岡 1154
39	天文2年	1533	「言継卿記」	(10月)22日、(中略)丹州六郎方赤沢蔵人兄弟、其外数多討死、云々、内藤以下没落、上洛云々、	亀岡 1192
40	天文7年	1538	「鹿苑日録」	(10月)15日、自曉吹貝、長坂仁右京兆衆打廻云々、吹坂江押寄、的大將打取、各開陣云々、	亀岡 1227
41				(10月)17日、(中略)内藤城江諸牢人相集云々、又内藤出張云、然間波多野並三好新五郎丹波江立也、薬与ハ山崎城江出張云々	
42				(11月)10日、…波々伯部又五郎在座、共举盃、又五郎曰、丹波ヨリ有注進、内藤城退散云々、	
43			「親俊日記」	(10月)19日、ヤキ城責衆手負数多在之、 (11月)3日、一丹州八木城責人数損云々、 10日、丹州八木城没落、夜七時分	亀岡 1229
44	天文11年	1542	「親俊日記」	(4月)20日、丹波宇津城、波多野・三好甚五郎入道半隠軒宗三雖責寄之、一向不成候、今日開陣云々、	亀岡 1252
45			「親俊日記」	(10月)3日、 一 細川殿丹州下向、今日者嵯峨御逗留也、	亀岡 1254
46	天文14年	1545	「嚴助往年記」	5月6日、上野源五郎牢人衆、三千許山城江出張、井出城取之、赤沢弟若衆十七歳打死、…自去月比丹波江内藤牢人出張、所々如此相働云々、雖然丹波出張衆敗北、…	亀岡 1264
47			「細川両家記」※	同14年乙巳夏比、氏綱方の内藤備前守、丹波国関と云処へ出張して、山城を構て楯籠。波多野備前守より三好筑前守範長へ加勢の儀申されければ、当時響の事なれば、則勢を催し、同7月25日にかの関の城へ範長、同名神五郎入道有宗参と申取上せられければ、則27日の夜半に城落也、	亀岡 1265
48	天文15年	1546	「長享年後畿内兵乱記」	同15年午丙4月25日、霰降。8月18日、右京兆晴元於嵯峨出陣、9月13日、河内勢衆同上野玄蕃頭乱入于洛中、即同14日嵯峨取懸、同15日三好宗三高尾着陣、同16日丹波江晴元御伴。	亀岡 1274
49			「証如上人日記」	(10月)11日、細川右京大夫丹波カシノチニ没落也へ、…	亀岡 1275
50	天文16年	1547	「嚴助往年記」	(7月)5日曉、玄蕃頭高尾城落居、其勢五百計、丹波口郡ニ内藤彦五郎在陣之間、相加其手云々、	亀岡 1290

※典拠 亀岡＝『新修亀岡市史』、城郭論＝『戦国・織豊期城郭論 丹波八上城遺跡群に関する総合研究』。数字は史料番号。

史料

1. 〔表〕

先建立者文應元庚申年十月十日仁建立也、慶長元丙申年後七月十二日仁地シ仁遊里くつれ候エ、六ヶ村爲氏子慶長八癸卯年八月二十四日御棟上仕建立候而九月十一日仁天臺山ヨリ法印御下候而

御邊宮仕候也

(種子三)古本願者心曉坊賢運(花押)

川上村

並河興兵衛 原田興兵衛

六島六大夫 並河重右衛門

法貴村

法貴三郎右衛門 齋田甚太夫

寺村

岩崎丹後 並河藤右衛門

岩崎助右衛門 並河喜介

中村

第二十二圖 曾我部村興能神社藏石燈籠

和田右衛門

福知新介

春日部村

川南市右衛門

定佛久右衛門

犬飼村

井口藤右衛門 福知孫介 松岡忠右衛門六助

願主ノ人者時神主心曉坊賢運寺村住人時ノ岩崎佐渡守子也、

右建立者現世安穩氏子繁昌息災、延命諸願成就皆令満足如件

慶長八年癸卯九月十一日

賢運 (花押)

(裏)

先神主並河藤兵衛子仁而候へ共落候て心曉坊之かうが御道具以下取候て屋敷等も被取置候處を寺村岩崎佐渡守取立神主をもち道具下を仕候て置申候田畠其心曉坊名付仕置申候鳥居の前みをより上山を開き、是も田より茶の木をうゑ置申候田畠其に九ヶ所程我等才覺候而付置申候惣道より上は皆々心曉坊の分也

山林皆々心曉坊有之社頭安全寺内富貴如件

慶長八年九月十一日

心曉坊賢運 (花押)

夜野宮大工者寺村大工〇〇

同馬場條村彌介仕手〇

川口大工彦右衛門也

〇〇〇月五日

攝州郡山〇〇

(「南桑田郡誌」より)

2.

嘉禄元年(一二三二)、曾我部莊以下東南院門跡の領領について朝廷が安堵する。

274 【官宣旨案】 東大寺文書

『鎌倉遺文』三四二七号

左 弁官下 東大寺

応任故法印定範議、永停止定親已講濫妨、令無品法親

王家相伝領掌東大寺別院東大^南院門跡房舍聖教并大小

末寺庄園式拾捌箇^(事處)處

(中略)

丹波国志^一處

曾我部庄

(中略)

右、得彼家去月卅日解状候、件末寺庄園者、法印定範累代相承之師跡也、爰定範存生之時、有子細、彼寺院房舍庄園本尊聖教併以讓進無品親王序畢、而去一月之比、定範頓滅之歿、定親已講偷相語院内僧徒、不帶一紙之証文、

3.

275 【東大統寺要録】 九 講院篇

『大日本史料』五編の三

嘉禄元年官符宣、被書載分、

末寺庄園式拾捌箇處

(中略)

丹波国一^一處

曾我部庄

(後略)

4.

嘉禄四年(一二三八)十月十一日、曾我部莊に対する守護使入部の停止を幕府が命ずる。

299 【吾妻鏡】 嘉禄四年十月十一日条

『新訂増補国史大系』三三

十一日壬子。丹^(後)後国会曾我部庄者。依^レ為^レ後白河院法花堂領。不^レ被^レ補^二地頭。仍可^レ停止守護使入部。夜討以下事出来之時者。庄家^レ明^レ犯否。可^レ召^レ渡^二其身^一之由。今

5.

徳治三年(一二三〇)七月六日、桑田莊召次保の名主が任命される。

366 【下司代名主職充行状】 鹿王院文書

「^(調書)召次保貞国名々主職被^レ」

定補

丹波国桑田召次保貞国名主職事

伊予局所

右、件名主職者、任順阿状之旨、無相違令知行、有限御年貢并恒例臨時御公事等、無懈怠可致沙汰、仍所宛行之状如件、

徳治参年七月六日

下司代沙弥光念(花押)

6.

徳治三年(一二三〇)七月六日、桑田莊召次保内の田地が遺妙・平氏女に安堵される。

367 【頼重奉書】 鹿王院文書

「^(調書)めしつきのみりやけの御しやう 四」

(花押)

桑田召次保貞国名田井重安清延名内田畠・屋敷等事、被尋究淵底之処、壳主等濫訴之条、令露頭之上者、早於遺妙并平氏女分者、任証文之道理、向後不可有相違之由、可令下知給者、前雅樂頭殿所候也、仍執達如件、

徳治参年七月六日

左衛門尉頼重奉

謹上 江左衛門入道殿

7.

正和二年(一三三三)五月二十七日、弥勒寺別院莊寺村六ヶ里の下地中分が行われる。

372 【六波羅御教書案】 仁和寺文書

『鎌倉遺文』二四八七九号

(前火)署和与状畢、如彼状者、^見端、右、雜掌則地頭对于今林以下傍庄、預御下知、令混領本所一巴八講料田之奈、無其謂、於彼料田者、停止^申佐網之綺、至自余田畠者、相並可致所務之由訴之、地頭亦^{仁和寺講助等別院}院地頭職者、為承久動功之賞、所拜領也、然問、任傍例、可遂地頭内檢之田、文永以後度々被成關東、六波羅御下知之処、為傍庄今林等之所々、被^仰留之間、仰御使飯尾但馬房善覺、荻野四郎入道忍性、三宮孫四郎国明等、而度遂坪合、被打渡于地頭畢、仍於有限本田者、致向方沙汰、至新田畠者、任御下知之旨、為地頭進止之由陳之、仍番三問三答訴陳、雖及追進状、所詮、以和与之儀、永仁三、嘉元二遂坪合、御御使等、云所被打渡之田畠、云延慶御下知、分寺村六ヶ里^{高野原、桑原、古田、}田畠捌拾奈町内、於田地者、分子三、至畠地者、分子陸、地頭書出坪付者、各一分^{十二}三町、畠者、雜掌可撰取之、已上田畠二十五町去渡雜掌練之上者、一巴可知行之、地頭更不可相綺之、爰雜掌分田地二十二町内、若荒野有相交事者、以地頭分田地内、隨員數、可入立之、於其替之荒野者、地頭可進止之、但此和与状以後、至于雜掌分田地、若不作河成等雖出来、地頭更不可入立之、云所相殘之田畠、被載于而度坪合帳、自今林、云所被渡之荒野等、一向可地頭進止也、雜掌會不可相綺之、次年貢事、雖載雜掌解、下地和与之上者、同止訴訟畢、次所殘之散在田畠等、相交召次以下庄々歟、地頭相共致訴訟、隨落居、雜掌三分一、地頭三分二可令領知也、相互守此和与状、可致其沙汰、若背此状、雖一事、致違乱者、可被^申行罪科云々、任和与状、可計成敗之旨、所被下御至令旨也、此上者、不及異儀、早守彼状、相互可致沙汰之状、下知如件、

正和二年五月廿七日

越後守平朝臣判
北条時義
 武藏守平朝臣判
金沢貞興

8.

文保二年(一三二八)、桑田召次保貞国名の檢注が行われる。

375 【桑田召次保貞国名文保二年檢注坪付注文】

鹿土院文書

丹波国桑田召次保貞国名文保二年檢注下田坪事

合
 小河郷
 榎田里十七坪 參段三拾元友在 同廿六坪 參段藤七余田
 葛田里五坪壹段三拾代舞心同六坪壹段卅五代内
 同十九坪 貳段 岩石次郎入道
 建合里
 三拾六坪 伍段三拾五代内壹段五明孝 壹段余次入道 壹段三十三代 舞心 壹段岩石次郎入道 壹段 舞中人道
 墓廻里 貳十二坪 貳段内壹段即 壹段孫四郎
 同參拾六坪 壹段 岩石次郎入道
 古曾本里 貳拾九坪 壹段 給田元友在
 葦生里 三坪 卅代 丹後跡 同四坪 貳十代 石女
 同坪 五代 讚岐 同坪 四拾代 即同七坪五代 齋二郎
 同十四坪 貳拾代 即 同十五坪 三拾代 即
 同十六坪 貳段 信正 同廿二 五代 即
 同廿三坪 四段内壹段即 壹段法橋
 北圭 參段伍代内五代 教信 壹段貳拾五代 松若丸跡 壹段貳拾五代 樋口跡
 小混里 拾貳坪 壹段 即 同坪 壹段 孫四郎
 同坪 拾代 入道後家
 已上參十六段拾内
 給田壹丁壹段 加友在壹段定
 余田貳丁五段十 加友在三反三十代定 恩摺壹段
 續出田壹丁伍段四拾代
 文保參年四月 □公文内舍人藤原(花押)
 下司代沙弥(花押)
 正檢使左衛門府生紀(花押)

9.

嘉曆四年(一二三九)四月十七日、桑田召次保重安名の田嶋が伊予局の子孫に安堵される。

380 【肥後大掾康秀奉書】 鹿王院文書

(花押)

丹波国桑田召次保重安名内田嶋等事、伊予局至り子々孫々、如元可令進退領掌之由、可令下知給之旨、中宮大属殿仰所候也、仍執達如件、

嘉曆四年四月十七日 肥後大掾康秀

謹上 桑田下司殿

10.

文和三年(一二三四)三月二十八日、桑田召次保下末次名主職宛
尼内妙へ宛行われる。

486 【桑田召次保下末次名主職宛行状】 西山地藏院文書

宛行

桑田召次保下末次名主職事

尼内妙

右人者聊雖有被召故事、就歎申、如元令補彼職者也、有限御年貢已下御公事等、任先例可致沙汰之状如件、

文和參年三月廿八日 左衛門尉源(花押)

11.

683 【丹波国篠村八幡宮造管段錢京濟分注文】

醍醐寺文書一二函六一

(鎌倉書)

篠村区錢京濟分応永卅二 二九

京濟分

- 一 別院 拾二町五段 分錢拾貫文
- 一 小河下司分 拾二町四十六代 分錢九貫六百七十四文
- 一 召次保 五十七町三段五代 分錢四十五貫八百四十八文
- 一 佐伯方 三十七町五段 分錢三十貫文
- 一 八木嶋 十七町七段十代 分錢十四貫百七十六文
- 一 摩氣社 七町 分錢五貫六百文
- 一 三戸保 十八町三段廿代 分錢十四貫六百七十二文
- 一 草野村 十巷町二段十六步 分錢八貫九百六十九文
- 一 行加野名 二町巷段 分錢二貫六百八十文
- 一 市原 三十町 分錢二十四貫文
- 一 波々伯部保 十八町四段廿五代 分錢十四貫七百六十文
- 一 駒鞍保 二十七町三段四十代 分錢三十一貫九百四文
- 一 召次保 十五町 分錢十二貫文
- 一 成松保 四十四町五段卅五代 分錢三十五貫六百七十二文
- 一 八田庄地頭分 七十六町二段 分錢六十貫九百六十文
- 一 栗村 六十六町二段九十步 分錢五十二貫九百七十二文
- 一 桐野河内四分一 五十二町三段四十代 分錢四十一貫九百四文
- 一 多記南庄 八十八町九段 分錢七十一貫百二十文
- 一 夜久郷 百十七町六段卅五代 分錢九十四貫百五十二文

以上田敷七百十二町五段三十五代四步

分錢五百七拾貫五十六文

- 一 小多田四分一
- 一 大河内村
- 一 郡家地頭(識)
- 一 河北保
- 一 郡家領家(識)
- 一 赤目坂
- 一 池内村

以上

応永卅一年

12.

永享元年(一四二九)十月五日、宗(會)我部郷召次保法貴村寺庵領の当知行が、禅居庵住持による代々相統に任せて同庵方丈の密中蔵公に安堵される。

694 【召次保法貴村寺庵領安堵状案】 而足院文書

〔(釋尊書) 召次保法貴村寺庵領安堵状案〕

丹波国桑田郡宗我部郷召次御保法貴村寺庵領之事

合

上末次名之内田畠

成宗名之内田畠

友貞名主職田畠

国友名之内田畠

秋恒名之内田畠

下末次名之内田地 此内里坪田数等若

符口山林畠等 本証又有之

右彼寺庵領口竹木等禅居庵住持高藏禅師代々相統候也、然間、任当知行之旨、未代不可有相違、若背此旨、於成違乱煩囂者、為公方可被行罪科者也、仍為未代後証安堵之状如件、

永享元年十月五日 前大蔵少輔安倍朝臣在判
密中蔵公禅師 禅居庵方丈

13.

747 【康富記】 嘉吉三年十一月十三日と二十八日条

『増補史料大成』三七

(中略)

十九日庚午 晴、妙徳坊主兵入等勸時了、(中略)

廿五日丙午 晴、予於丹州隼人保内納賀寺始行信實憑子、人数百姓中也、參斗米憑子也、親者三分也、仍予二分持之、其余九人也、金泉坊、寺藏、東坊、同、中坊、穴太、応祥寺、建孝寺、也、納賀、自鏡庵、池也、越前守、大氏、召次代官横嶋十郎子、以上各參斗充懸了、十一ヶ年にして終、来癸亥年ヲ子也、十一番ハ予取六石あるへし、

(中略)

廿八日己卯 晴、今日予自丹州上洛、

14.

寛正二年(一四六一)十月十三日、足利義政が山城・近江・丹波国に散在する鹿王院領の当知行を安堵、その田畠目録の「丹波国散在」の項に、會我部国衙・瓦屋南北国衙・少林寺島・小河重行名・瓦屋北庄内地利等の記載がみえる。

789 【鹿王院領散在田畠目録】 鹿王院文書 卷子装

此所々散在田畠等為当院任当知行、永代可令全領知之状如件、

寛正二年十月十三日

左大臣源朝臣(花押)

鹿王院領山城国散在

伏見金松名付越願寺	物集女庄内	行名	地利
吉祥院	大覚寺下司名	未代名	地利
上久世	河島下司名	安養寺田	地利
下久世	高田法華経田		地利
桂庄内	不動堂田	友貞名	地利
左馬田		旧河	地利
高田安養寺		富田庄内国安名	地利
是安名		石坪	地利
曲田		伏原	地利
下津林		西七条	地利

嵯峨椎野屋地并生田村田畠等

大覚寺宮御寄進阿波殿名并地藏尾山
伊藤口并玉川

清浄寿院

京中屋地
綾小路室町 小六条 高辻町 綾小路町
六条坊門鳥丸 高辻西河内院 六条坊門西朱雀
四条室町西河内 二条室町末申角
御小路室町 六条鳥羽寺中院町

近江国散在

伊香新庄	伊庭下司名
平江田	石塔觀音坊跡
玉造	福永庄内御名
栗津玉蘊庵地子	石灰新庄 地利

丹波国散在

會我部国衙	瓦屋南北庄国衙
少林寺島	小河重行名

瓦屋北庄内 地利

寛正二年辛巳十月 日

15.

文明十八年(一四八六)十月七日、召次保下末次名主職が、証文十四通を添えて西山地藏院に寄進される。

867 【神部氏正寄進状】 西山地藏院文書

奉寄進

丹波国桑田郡召次保下末次名主職証文十四通事、久敷所持仕候へ共、寺家御知行上者、為菩提奉寄進西山地藏院江宛実正也、万一於子々孫々違乱煩申者出来者、為公方様可預御罪科者也、仍寄進状如件、

文明十八年十月七日 神部氏正(花押)

16.

明応四年(一四九五)九月二日、下京の酒屋中西秀長、久下駿河守から預かっていた桑田郡召次保など丹波国の諸荘園の証文書を、前年の火災で焼失したことを証明する。

922 【中西秀長書状】 久下文書

『兵庫県史』史料編中世三

「切封ウケ書」

中西修理進

秀長

久下殿参入々御中

丹波国栗作郷領家職、心永卅二年八月廿八日

同国貫々木庄内野村并牧山村、貞和三年

同国新郷并柏原庄内願王子村、延文三年二月十日

等持院殿様御判一通

同国桑田郡召次保并井原庄内地頭職、延文三年二月十日

宝篋院殿様御判一通

同国栗作郷地頭職・領家職、小椋庄領家職以下所々

長祿四年

同国栗作郷地頭職之内田畠并東金屋村、心仁元年

同国新郷并柏原庄内願王子村、延文三年二月十日

龍安寺殿御教書一通

如此御支証等、去明応二年癸丑二月十日仁あつかり申候處、去年甲寅七月六日未時綾小路室町より火出候て下京炎上之時、私之土蔵へ火入候て雜物等乘焼失候条、あつかり申御支証物紛失候、土蔵へ火入等事、是又無甚隱之由、可得御意候、為回後令啓上候、恐惶謹言

明応四乙卯 中西修理進 秀長(花押)

久下駿河守殿 人々御中

「通延」明応二年七月六日午時二火出、綾小路室町マンチウヤヨリ火出、五条坊門、堀河清水迄炎上候、四条町ノ酒屋亭主中西修理進秀長

17.

明応七年(一四九八)四月五日、赤沢秀政、小河村の先祖相伝の田地を売却する。

932 【赤沢秀政田地売券】 西山地藏院文書

永代売渡申田地之事

合意段者、東ハ地るい、西ハ小林六郎右衛門下地也、南ハさきぎら町也、北ハにしはら町なり

右田地在所丹州桑田郡小河村召次内、雖為赤沢藏人秀政先祖相伝之田地、依有用要直錢四貫文ニ永代龍安寺宗孝江売渡申宛実正也、但石代也、此内志斗ハ本役小河宮へ三年一度出之、志斗者定溝職に出之、此外者無諸公事候、万一於子々孫々違乱妨申輩出来候者、為公方堅可為御罪科候、為後日売券状如件、

明応七年つむちのへ、四月五日 秀政(花押)

18.

明応七年(一四九八)十一月十二日、法貴村禪居庵の支証目録が作成され、法貴村の三郎五郎の寄進状がみえる。

933 【禪居庵支証目録】 両足院文書

「瑞慶書」

「禪居庵支証并目録一」

一通 当庵開山高僧禪師云本所院片

一通 当庵第二代得譽藏主江同安堵補任

一通 得譽藏主瑞慶院お本寺と相定証状

一通 弘法寺殿様御判御免條之御判但紛失之間、常徳院殿様御動座之類、敏尾筑前守封裏

一通 前苗秀院一日之看坊昌理直座お書拔之証状

一通 法貴村三郎五郎田地寄進状

一通 同三郎五郎山林之寄進状

已上

明応七年十一月十二日 瑞慶院 登慶

19.

明応八年(一四九九)十一月十九日、久下道祖増丸、河口荘地頭職以下、当知行領の注文を提出する。

939 【久下道祖増丸本知行注文】 久下文書

『兵庫県史』史料編中世三

久下道祖増丸本知行事

一 丹波国河口庄地頭職

一同 国心楽郷地頭職

一同 国牧山村

一同 国新屋庄

一同 国柏原庄願王寺村

一同 国小椋庄領家職

一同 国沼貫新

一同 国宮田庄内弘法寺村

一同 国召次庄

一 丹波国宮津庄

(後略)

中世・丹波地域の城館の様相

京都府教育庁指導部文化財保護課

中居 和志

1. はじめに

中世城館は、土を切盛りして構築するのが基本で、天守や石垣をもつ近世城郭と比べると目立つ存在ではありません。しかし、山中に多く立地する中世城館は、当時の雰囲気营造良好にとどめています。ここでは、犬飼遺跡の類例を取り上げながら、京都府内の丹波地域の城館の様相を示していきます。

2. 丹波地域における鎌倉時代の城館

これまでに発掘調査が実施された城館で、犬飼遺跡と同じ鎌倉時代に該当する事例は4例あります。

上ヶ市遺跡(福知山市)は、平安時代後半から鎌倉時代前半にあたる時期に、整然と配置された建物が建ち並び、その外側を延長約100mの堀で取り囲んでいます。

大内城跡(福知山市)は、中心的な曲輪が一辺約100m四方の方形で、周囲に堀と土塁を巡らせています。主要な時期は平安時代末から鎌倉時代初頭で、高級品の輸入陶磁器類が多量に出土しています。

城ノ尾城館跡(福知山市)は、丘陵の中腹に平坦地を築き、平地側に土塁を巡らせます。土塁の内側からは3棟の掘立柱建物が検出されています。

上中城跡(京都市)は、楕円形の平面の堀跡と土塁が良好に残され、京都市指定史跡に指定されています。中心的な時期は平安時代末から鎌倉時代初頭と推定されています。(龍谷大学文学部2019)

以上の4例では、堀や土塁などの防御施設がある一方で、武士の存在を直接的に示す武器・武具などが出土していない点が犬飼遺跡と類似しているといえます。

3. 丹波地域の方形城館

方形に近い平面形の曲輪の周囲に土塁や堀を巡らす単郭、または同様な平面形の曲輪が接続する城館を便宜的に「方形城館」と呼ぶこととし、旧郡ごとに様相を見ていきます。

旧天田郡(福知山市)では、丹波地域で最も多くの方形城館が確認できます。大内城跡の中心的な曲輪の西側には独立した方形城館が2箇所現存し、さらに南側に後青寺城館跡、

北側に仁田城跡が立地し、城ノ尾城館跡を加えると大内城跡の周辺に方形城館が6箇所集中することとなります。その他には、土塁が一部突出して堀内を攻撃できる「横矢掛け」をもつ石原城跡、一部土塁の残る土師城跡があります。

旧何鹿郡(綾部市)では、石原居館跡の保存状況が良好です。石原城跡は曲輪が2つありますが、改修で付け加えた曲輪の可能性がります。下館城跡はわずかに土塁の痕跡が残っています。

旧船井郡(京丹波町、南丹市園部町・八木町)では、方形城館が集合した様相が特徴的な上野城跡が代表的です。その他には、保存状況が良好な橋爪西城跡、土塁に横矢掛けのある小山館跡があります。

旧桑田郡(亀岡市、南丹市美山町、京都市右京区京北)では、下条城跡の山麓に位置する下条館跡、集落全体を堀で囲む高野林城跡、丘陵裾の緩斜面に立地する法貴館跡や東掛館跡など、多様な状況を示しています。また、発掘調査により平安時代末の城館の可能性のある遺構が、春日部遺跡と出雲遺跡で検出されているのが注目できます((公財)京都府埋文センター2018・2019)。

4. 丹波地域の代表的な城館と明智光秀

丹波地域の城館で代表的なのが八木城跡(南丹市・亀岡市、旧船井郡・旧桑田郡)です。丹波守護代内藤氏の拠点で、丹波地域で最大規模の城館です。遺構の残存状況は良好で、山塊全体を城域としています。八木城跡の中心的な曲輪には石垣が確認でき、内藤氏の後に入城した明智光秀による改修の可能性がります。城跡の北側山麓部では、発掘調査によって光秀の活動と同時期の遺構遺物が検出されています。

明智光秀は、丹波地域の城館跡を語る上で欠かすことのできない存在といえます。天正3(1575)年から天正7(1579)年にかけて行われた丹波国攻略にともない、各地に城館を築きました。

丹波攻略の拠点として築かれたのが、周山城跡(京都市右京区、旧桑田郡)です。比高差230m以上の山上にあり、中心部には大規模な石垣が残ります。築城にあたり光秀が資材を徴用したとの伝承が広く周辺地域に伝わっています。

光秀が築城したと伝承のある代表的な城館跡が、亀山城跡(亀岡市、旧桑田郡)と福知山城跡(福知山市、旧天田郡)です。ただ、両城跡とも近世城郭として改修され、さらに近代以降に改変されているため、光秀段階の様相はほとんどわかりません。その中でも、福知山城跡の天守台石垣は、転用石を多用する織豊期の石垣の特徴をもつことから、光秀段階の石垣である可能性が高いといえます。

その他にも、光秀が関わった可能性のある城館跡としては、『信長公記』天正7年7月19日条に光秀が攻撃したと記載のある宇津城跡(京都市右京区、旧桑田郡)・鬼ヶ城跡(福知山市、旧天田郡)があります。両城跡とも一部に石垣が確認できることから、光秀による改修が想定できます。既存の城館に石垣を追加した事例には、須知城跡(京丹波町、旧船井郡)もあります。特徴的な構築方法の石垣であるため、織豊勢力以外の構築技術を用いた可能性が指摘されています(中井2019)。

光秀が丹波攻略を進める中で、臨時的に築城したと考えられている城館も各地にあります。井内城跡や法貴山城跡(いずれも亀岡市、旧桑田郡)は、横矢掛けと堀を組み合わせた複雑な縄張りをもちます。こうした特徴から、光秀が築城した可能性が高いと評価されています(福島2000)。

5. おわりに

中世の丹波地域には、地域勢力が群雄割拠し緊迫した中で、多くの城館が築かれました。さらに、明智光秀による丹波国攻略に伴って、石垣や複雑な縄張りをもつ城館も築かれました。中世城館は、激動の歴史を物語る貴重な遺跡であり、かつ身近な文化財といえます。地域の歴史に深く根差した中世城館を、地域の皆さんとともに今後も将来へと引き継いでいきたいと思えます。

注

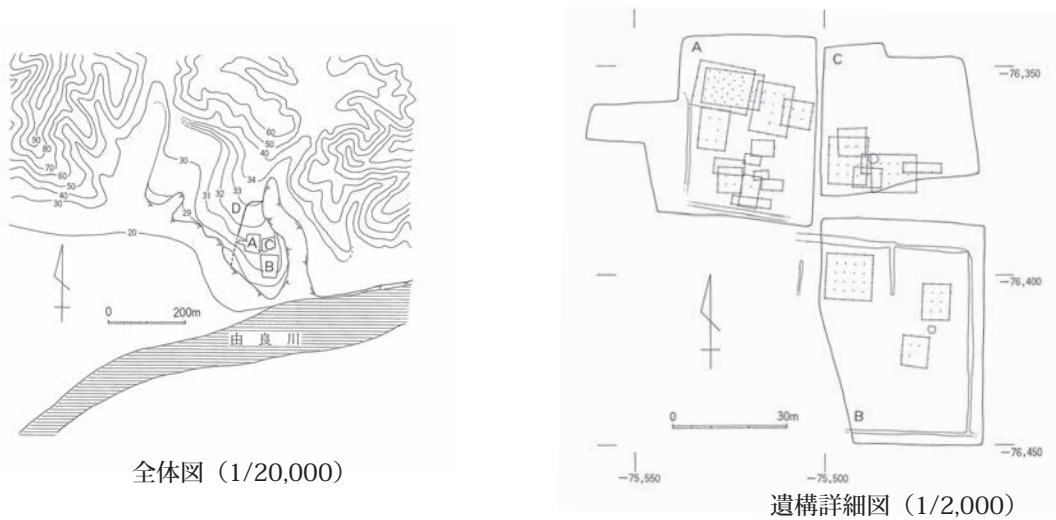
紹介する城館は、京都府が実施した「京都府中世城館跡調査」で把握している城館で、特に引用を示さない場合は『京都府中世城館跡調査報告書 第2冊—丹波編—』からの引用です。

【参考文献】

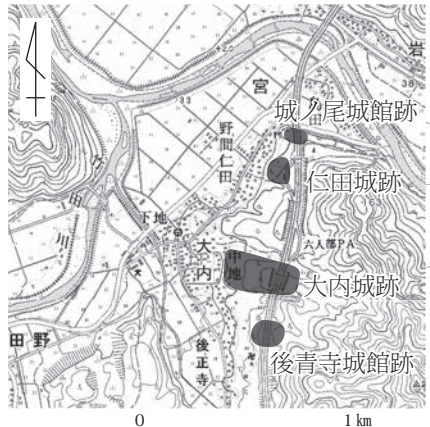
- 福島克彦 2000「井内城跡」「法貴山城跡」『新修亀岡市史 資料編第一巻』亀岡市史編さん委員会
- 京都府教育委員会 2013『京都府中世城館跡調査報告書 第2冊—丹波編—』
- 京都府埋蔵文化財調査研究センター 2018『春日部遺跡(第3次)現地説明会資料』
- 京都府埋蔵文化財調査研究センター 2019「南部調査地点(2区:出雲遺跡・中古墳群)」『京都府遺跡調査報告集』第178冊
- 中井均 2019「須知城」『戦国の山城を極める 厳選22城』学研プラス
- 龍谷大学文学部 2019「上中城跡第7次発掘調査報告」『考古学実習・文化財実習報告書』第2集



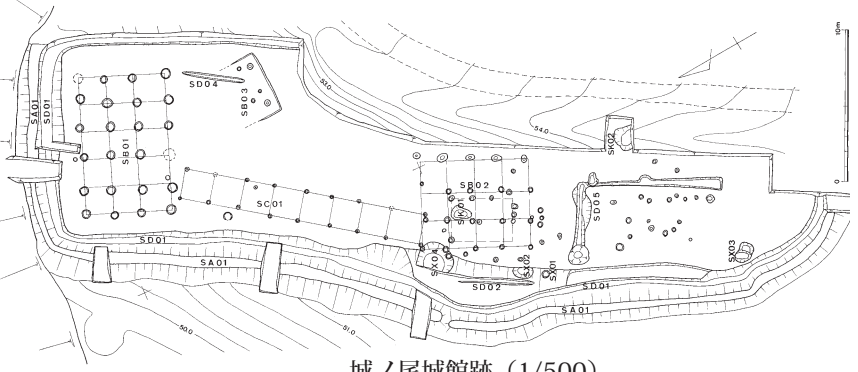
第1図 丹波地域の現在の府県境と旧郡境（府県境 1/200 万、旧郡境 1/50 万）



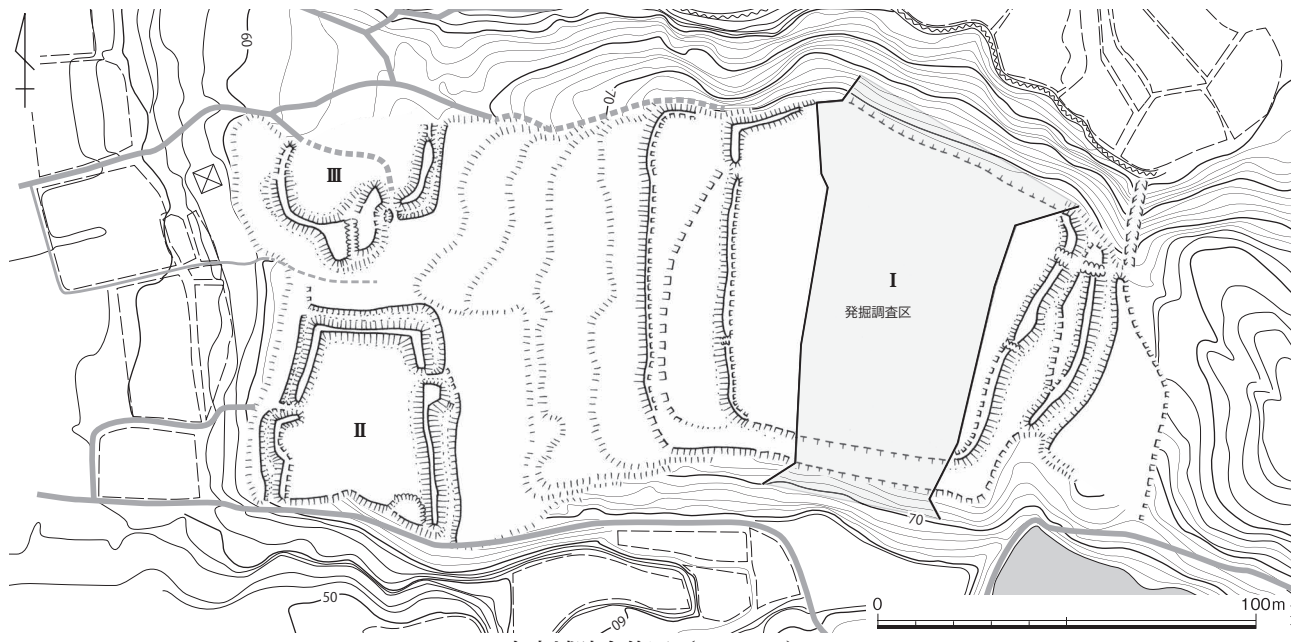
第2図 鎌倉時代の城館 上ヶ市遺跡①



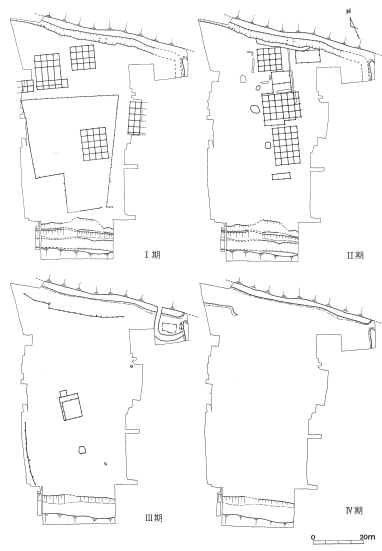
大内城跡周辺図 (1/35,000)



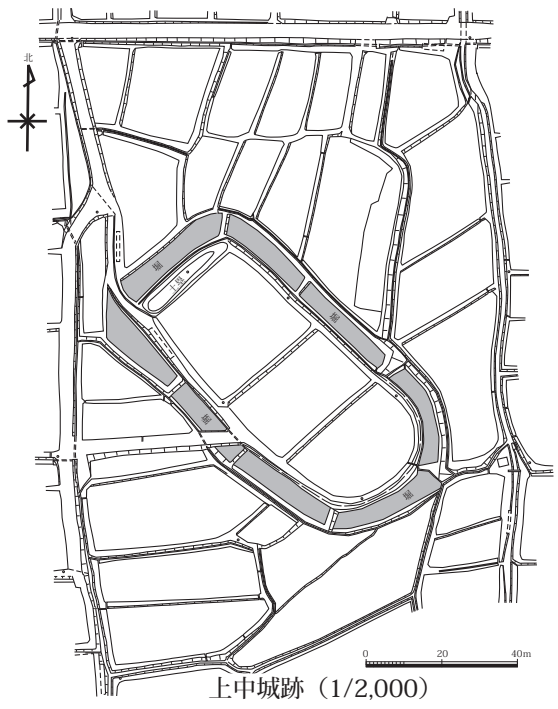
城ノ尾城館跡 (1/500)



大内城跡全体図 (1/2,000)

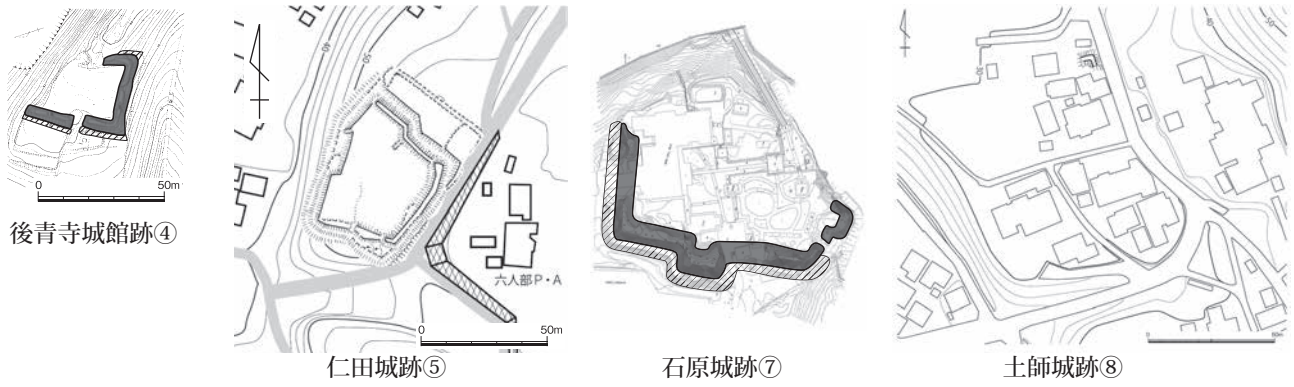


大内城跡遺構変遷図 (1/3,000)

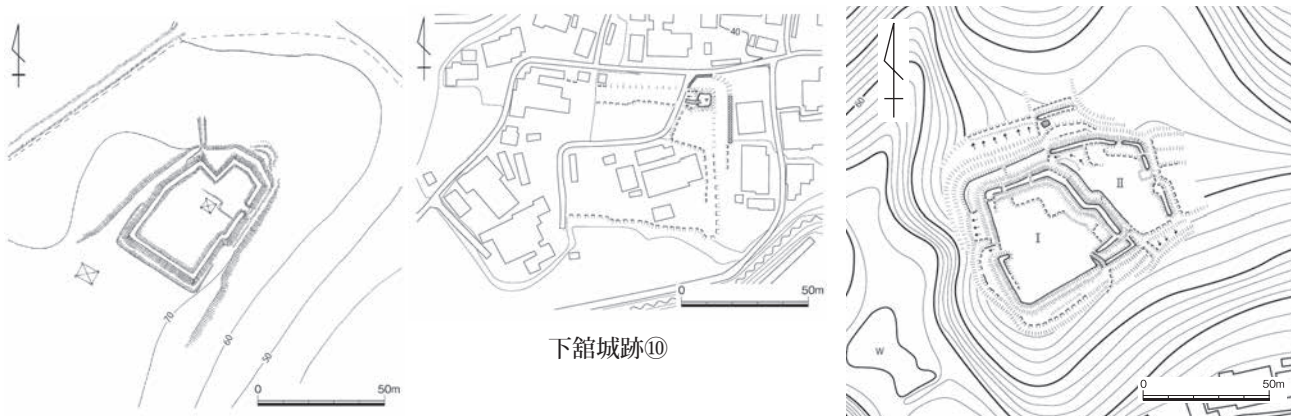


上中城跡 (1/2,000)

第3図 鎌倉時代の城館 大内城跡②・城ノ尾城館跡③・上中城跡⑥



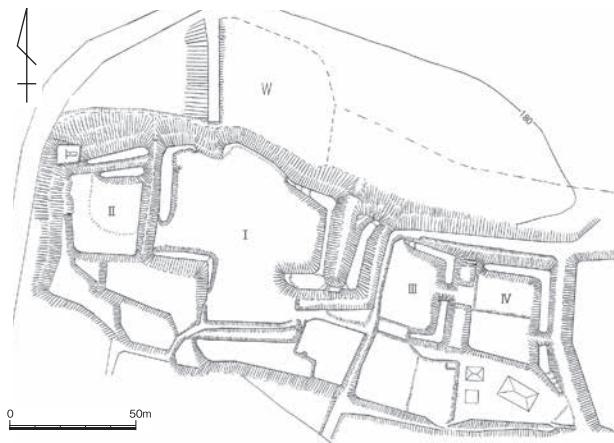
第4図 旧天田郡の方形城館 (1/3,000)



石原城館跡⑨(作図：高橋成計)

第5図 旧何鹿郡の方形城館 (1/3,000)

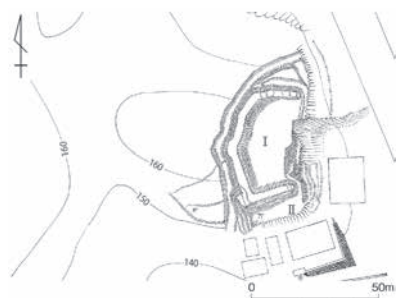
石原城跡⑪



上野城跡⑫(作図：高橋成計)
(全体図は 1/8,000)

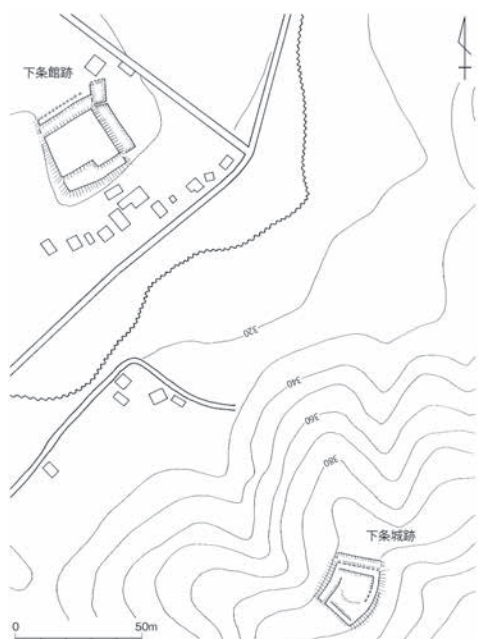


橋爪西城跡⑬



小山館跡⑭(作図：高橋成計)

第6図 旧船井郡の方形城館 (1/3,000)



下条館跡⑮(作図：福島克彦)



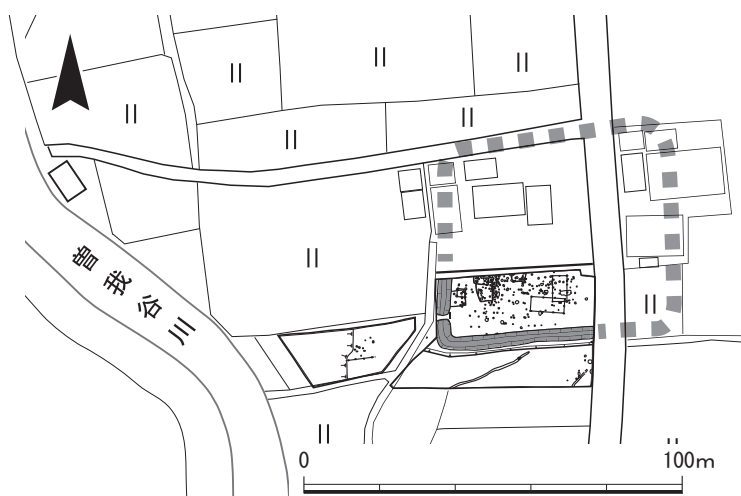
高野林城跡⑯



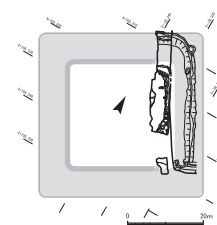
法貴館跡⑰(作図：福島克彦)



東掛館跡⑱

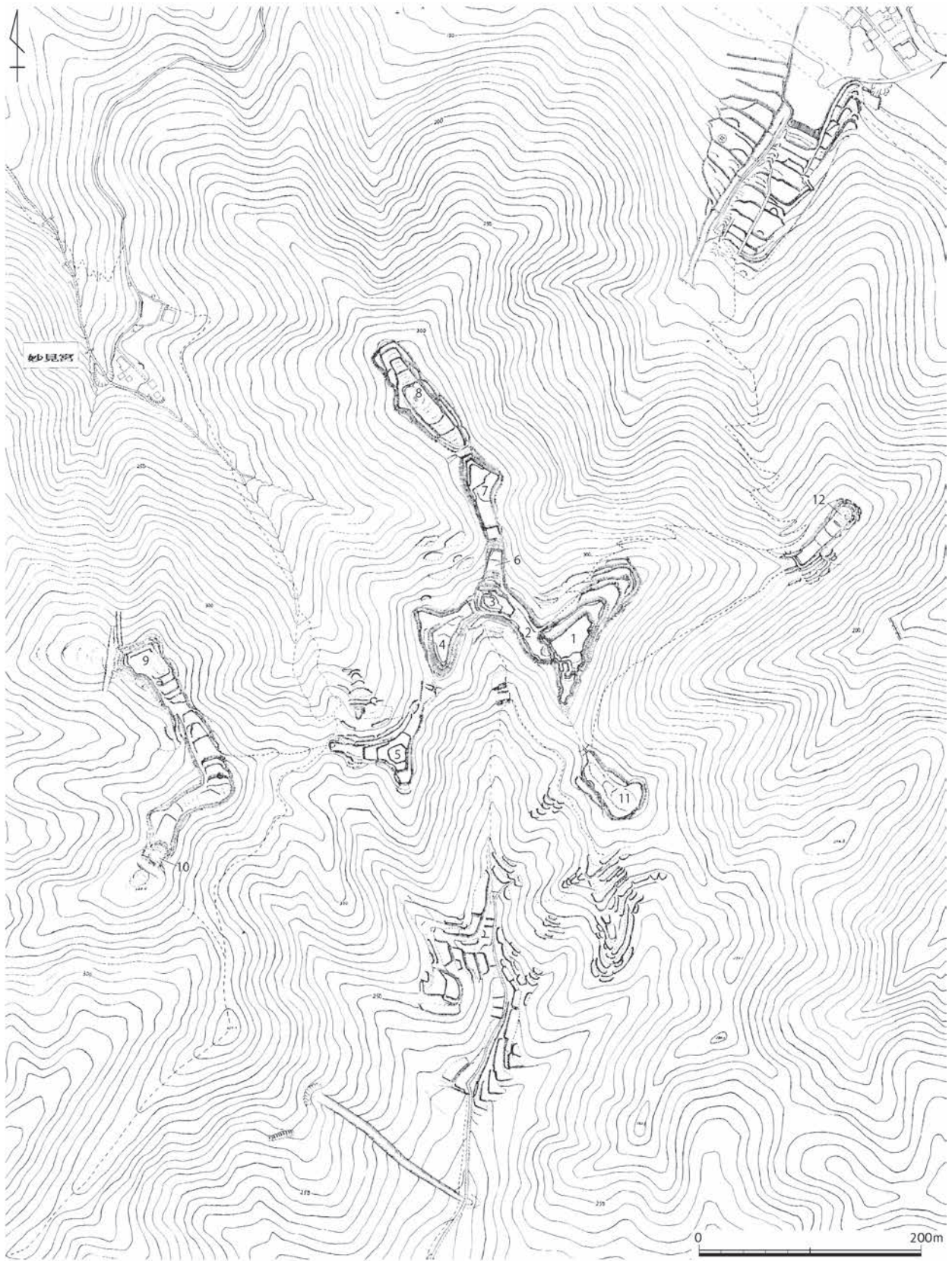


春日部遺跡⑲

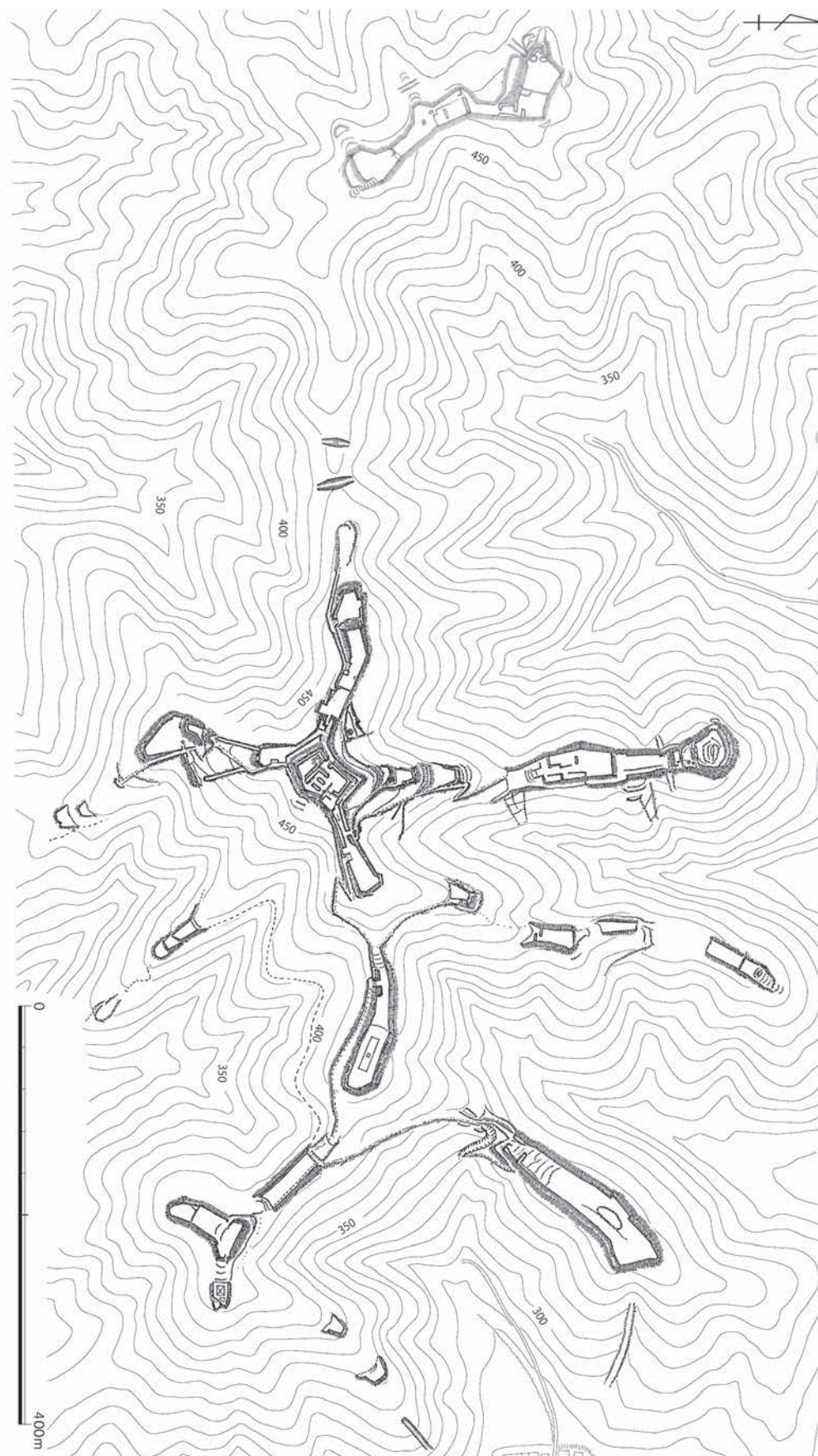


出雲遺跡⑳

第7図 旧桑田郡の方形城館 (1/3,000、春日部・出雲遺跡 1/2,000)



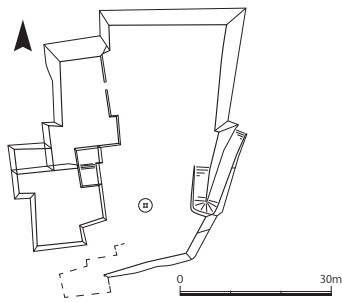
第8図 八木城跡②(作図：高橋成計) (1/5,000)



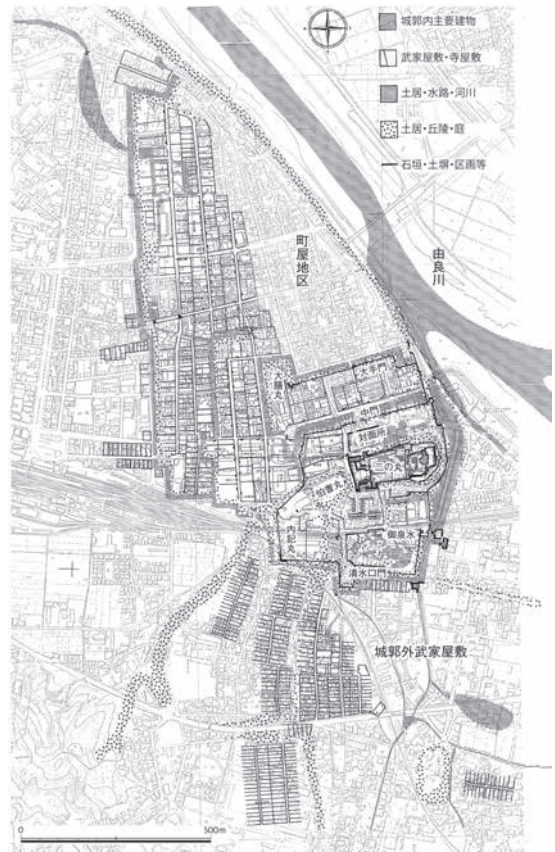
第9図 周山城跡②(作図：高橋成計) (1/6,000)



亀山城跡⑳



福知山城跡天守台

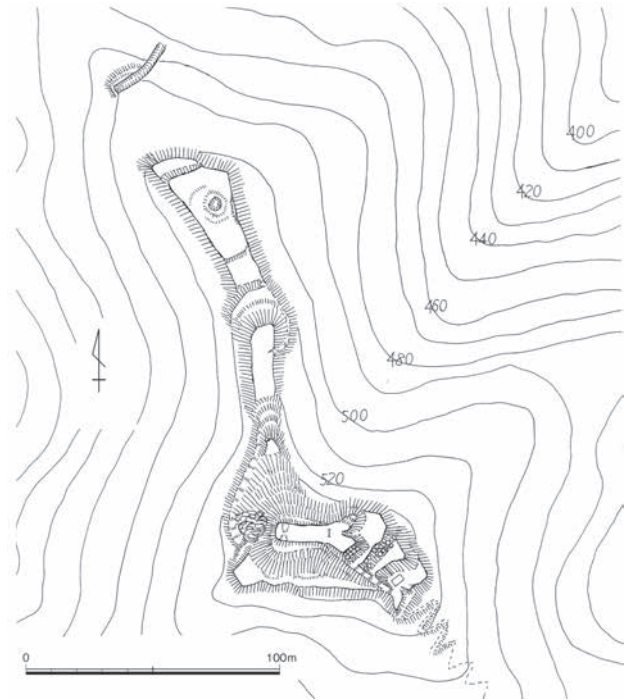


福知山城跡㉔

第 10 図 亀山城跡と福知山城跡 (1/20,000、天守台 1/1,500)

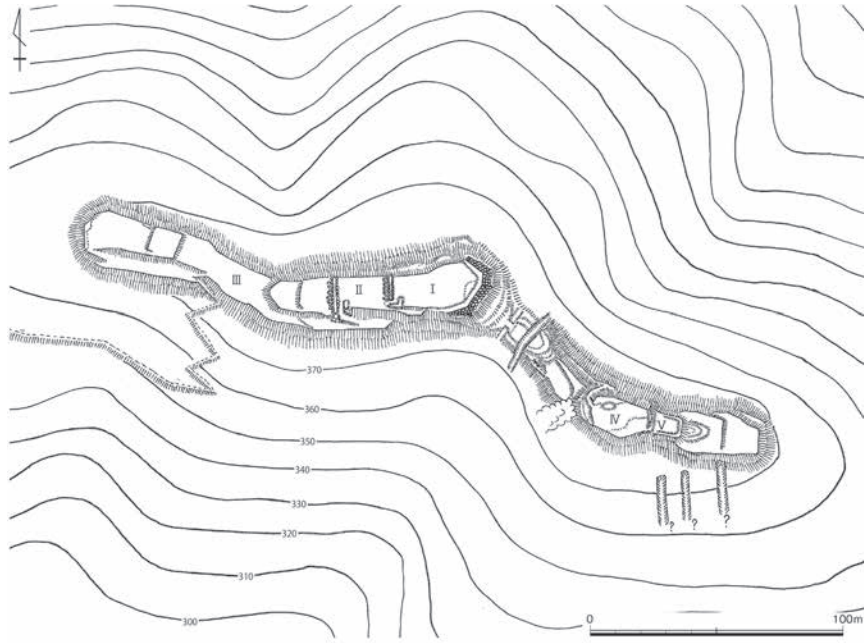


宇津城跡㉕

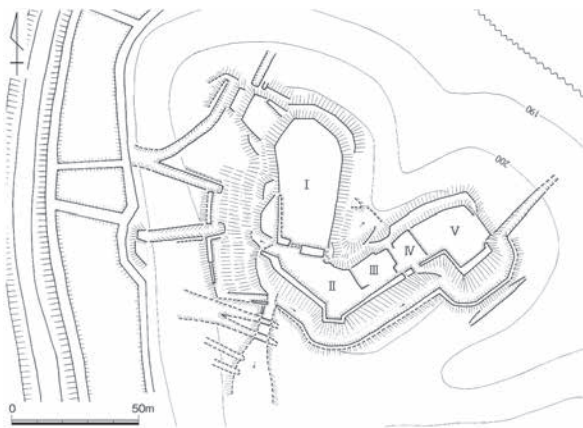


鬼ヶ城跡㉖

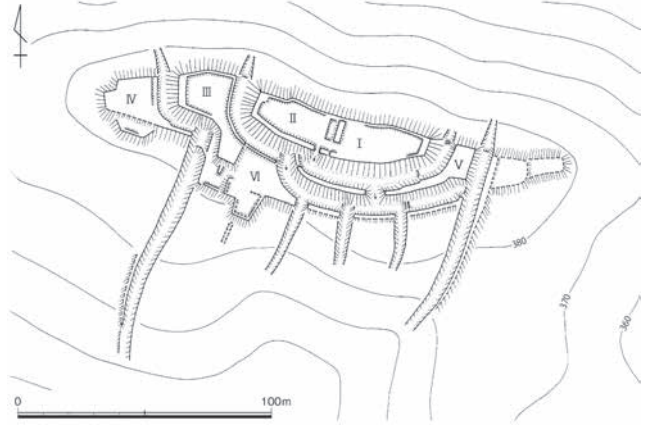
第 11 図 宇津城跡と鬼ヶ城跡 (作図：高橋成計) (1/3,000)



第 12 図 須知城跡²⁷(作図：高橋成計) (1/3,000)



井内城跡²⁸



法貴山城跡²⁹

第 13 図 井内城跡と法貴山城跡 (作図：福島克彦) (1/3,000)



KYOTO
ARCHAEOLOGY CENTER

公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターの現地説明会や埋蔵文化財セミナーなどの催し物は、下記のホームページでもご案内しています。



<http://www.kyotofu-maibun.or.jp>

公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

〒 617-0002 向日市寺戸町南垣内 40 番の 3

Tel (075) 933-3877 (代表) Fax (075) 922-1189